第25回福島地方労働審議会　資料1

平成28年度労働行政運営方針

最重点施策及び重点施策の進捗状況について

平成28年10月26日

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
福島労働局

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第２　労働行政の最重点施策 １　東日本大震災からの復興を支援する施策 （１）　復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策 ①　原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策 （ア）　監督指導等 廃炉作業に従事する労働者について、健康で安全な作業環境の形成を図るとともに、適正な労働条件の下で、安心して働くことができるよう、管轄署である富岡労働基準監督署のみならず、局及び県内全ての署が協力して、東京電力（株）、元方事業者及び関係請負人に対し、平成27年8月に策定した「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の構築、関係請負人の労働安全衛生水準の向上、一元的な被ばく線量管理、発注段階からの被ばく低減対策の検討及び実施、適切な健康管理、緊急医療体制の確保並びに作業環境の改善について必要な指導を行う。また、労働条件の適正化の徹底についても監督指導等を実施する。	①（ア）監督指導等 〇監督指導の実施状況 ・毎月３回以上の監督指導 １月～６月　監督実施事業者数118件、うち違反事業者数53件。違反率は、減少傾向。 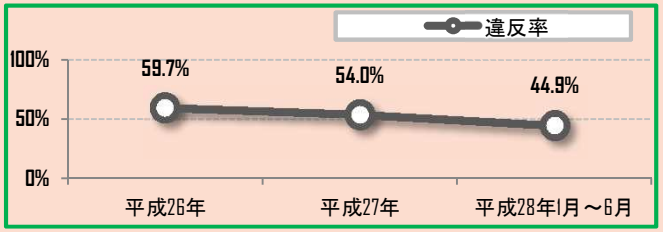 ・化学設備（軽油タンク）に係る計画届の提出を行っていなかったため、東電に対し是正勧告書を交付（9月30日）。 〇その他の取組 ・東電に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（4月26日、6月9日）。 ・元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月25日）。 ・元請事業者、一次下請事業者に対し、労働者の健康管理について指導会を開催（6月21日）。 ・「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」へ参加（6月3日、9月7日。年4回開催） ・「廃炉・汚染水現地調整会議」へ参加（毎月1回）。 ・廃炉事業者に対する法令遵守指導会（8月、9月に延7回）を開催。 ・廃炉作業従事者の白血病発症の労災認定（8月19日）。	１　下半期の取組方針 （１）　継続　☑ （２）　強化　☐ ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 10月1日に厚生労働大臣が廃炉作業を視察し、東電に対して安全管理、健康管理について指導を実施。 （２）　今後の予定 引き続き、東電、元方事業者及び関係請負人に対し、関係法令や「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理のためのガイドライン」に基づき安全衛生対策の重点事項について監督指導等を実施。 また、割増賃金の支払などの労働条件対策にも力点を置いた監督指導等を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
（イ） 放射線管理計画の届出等に基づく指導 これまで提出されてきた放射線作業届（労働者の実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業）に加えて、上記ガイドラインに基づき、新たに放射線管理計画（総計画線量が1人・シーベルトを超えるおそれのある作業）にリスクアセスメント結果を添付して提出されることとなっているので、その審査において、被ばく低減対策の徹底を求める。	（イ） 放射線管理計画の届出等に基づく指導 〇作業届受理件数　201件 ※主な指導内容：被ばく量低減のための工程の見直し・被ばく量算定計算誤り修正	（イ） 提出された作業届の審査において、被ばく量低減のため、作業方法・遮蔽措置・作業時間について指導を実施する。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第２　労働行政の最重点施策 １　東日本大震災からの復興を支援する施策 （１）　復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策 ②　除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務（以下「除染等業務等」という。）に従事する労働者の労働条件確保及び安全・健康確保対策 （ア）　監督指導等 除染業務等を行っている現場に対し、被ばく管理を始めとする安全・健康確保及び法定労働条件確保を重点とする監督指導等を実施する。 また、除染業務等に従事する労働者に対し、労働基準関係法や労働条件に関する相談先について、リーフレットの配布等により周知を図る。 さらに、除染業務等を受注している元方事業者に対し、労働者の安全・健康確保及び労働条件確保に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について集団的に指導する機会を定期的に設定する。 （イ）「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進 除染電離則、除染ガイドライン等に基づく被ばく低減措置や「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加による継続的な被ばく管理の徹底について指導を行う。	②（ア）　監督指導等 〇監督指導の実施状況 １月～６月　監督実施事業者数506件、うち違反事業者数271件。違反率は、減少傾向。 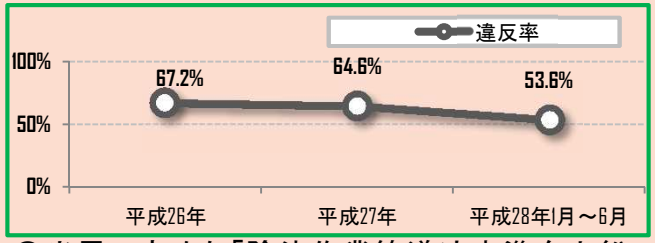 〇当局で定めた「除染作業等遵法水準向上総合対策」の除染作業等遵法水準向上月間（6月）中、以下の取組を実施。 ・　除染現場に対する集中監督 ・　局・署合同監督 ・　福島労働局、福島環境再生事務所、福島県合同での除染現場パトロール 〇監督指導時や集団指導の際に、リーフレットの配布し、労働条件や除染電離則を周知。 〇労働基準監督署において元請事業者や除染作業員に対し労働者の安全・健康確保及び労働条件確保に関する集団指導を実施。 （イ）「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進 〇除染作業を実施する元請事業者への周知 ・各発注機関ごとに設置された安全衛生協議会における参加促進周知 ・除染現場パトロール時における除染作業実施事業場への周知	１　下半期の取組方針 （１）　継続　☑ （２）　強化　☐ ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 ・総合建設業労働災害撲滅対策会議を開催（10月11日、39社121名参加）。 （２）　今後の予定 引き続き、除染作業を行う事業者に対し、関係法令や当局で定めた「除染作業等遵法水準向上総合対策」に基づき監督指導等を実施。 また、割増賃金の支払などの労働条件対策に力点を置いた監督指導等を実施。 （イ） 除染作業が終了する元請事業者に対し被ばく線量登録管理制度に基づく線量報告の周知指導を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
（ウ） 関係機関等との連携 引き続き、環境省福島環境再生事務所、福島県等と連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、当局において実施する各施策について協力を求める。	（ウ） 関係機関等との連携 〇合同現場パトロールの実施 ・労働局、福島環境再生事務所、福島県らを構成員とする「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」による国直轄地域の除染現場安全パトロールを実施（6月、9月）。 ・労働局、環境省、福島県の三者で県内市町村の除染現場について年6回（前期、後期各3回）パトロールを実施。 〇関係機関との連絡会議の開催・参加 ・「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」への参加。 ・福島県内建設工事関係者連絡会議の開催（7月22日）。 〇関係機関への事故防止の要請 ・「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」で事故防止の要請（4月26日）。 ・除染発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月25日）。 〇関係機関職員への研修 ・福島県除染担当職員に対し、除染電離則等に関する説明会を実施（5月30日）。 ・平成28年度第1回県市町村専門研修会、平成28年度福島県土木部専門研修において除染則等を説明（５月３０日、７月２１日）。	（ウ） ・ 福島環境再生事務所、県除染対策課と除染現場に関する労務管理・安全衛生管理について、逐次情報交換を実施する。 ・除染現場について後期パトロールを実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第２　労働行政の最重点施策 １　東日本大震災からの復興を支援する施策 （１）　復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策 ③　中間貯蔵施設の建設及び汚染土壌の搬入作業に従事する労働者の労働条件確保及び　安全・健康確保対策 汚染土壌の集約に向け、今後、中間貯蔵施設の建設や搬入作業が本格化していく中で、元方事業者及び関係請負人並びに運送事業者に対し、被ばく管理、健康管理、労働災害防止（交通労働災害防止を含む。）及び労働条件確保に関し必要な指導を行う。	○中間貯蔵施設の建設は10月以降の工事開始予定であるため、上半期は、 ①建設予定地の大熊町、双葉町の保管場の整備状況 ②上記保管場への汚染土壌搬入作業状況 ③汚染土壌搬出元である楢葉町、富岡町などの仮置場での搬出作業状況 の確認を重点とした監督指導を実施。 ※①から③の監督実施事業者数13件、 うち違反事業者数5件 ○「福島環境再生事務所作業監視・事故防止対策協議会」で事故防止要請（再掲）。 ○労働基準監督署で作業届受理時に審査・指導（90件） ※主な指導内容 ・　作業予定場所の空間線量の測定方法 ・　車両のスクリーニング方法	１　下半期の取組方針 （１）　継続　☑ （２）　強化　☐ ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 （２）　今後の予定 中間貯蔵施設の建設工事を行う元方事業者及び関係請負人、搬入作業を行う運送事業者に対し、被ばく管理、健康管理、労働災害防止及び労働条件確保に関する監督指導を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第２　労働行政の最重点施策 １　東日本大震災からの復興を支援する施策 （１）　復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策 ④廃炉作業・除染業務等における違法派遣対策 （ア）　原発作業における違法派遣対策 福島県、福島県警察本部、東京電力（株）など関係機関等による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、廃炉作業に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行う。 また、労働者派遣事業所に対する定期指導において、請負や労働者派遣により、廃炉作業に従事する労働者派遣許可・届出事業主を重点に指導を実施し、偽装請負や違法派遣の防止のための指導、啓発を行う。 （イ）　除染業務等における違法派遣対策 環境省、福島県、福島県警察本部、市町村など関係機関による各種会議において、偽装請負や違法派遣防止の啓発を行うとともに、除染業務等に係る違法な労働者派遣等の疑いがある事案を把握した場合や労働者からの申告、相談があった場合には、速やかに調査を実施し、迅速かつ的確な指導を行う。 また、環境省及び市町村から除染業務等を受注している元請事業主に対し、偽装請負や違法派遣の注意を喚起するリーフレットの送付　や除染現場事務所への訪問により、下請事業所も含めた除染業務等における適正な請負の実施を要請する。 さらに、上記元請事業主を通して、除染業務等に従事する労働者が抱えている諸問題の問い合わせ窓口を周知するリーフレットを除染業務等に従事する労働者に配布し、それにより違法派遣等にかかる情報を把握した場合には、迅速な調査・指導を実施する。	１　原発作業における違法派遣対策 ①福島県、福島県警、東京電力など関係機関等による各種会議における偽装請負や違法派遣防止の啓発活動実施 〇福島第一原発・暴力団等排除対策現地連絡会総会（6/23） 〇東京電力主催「労働条件に関する法令遵守指導会」講師派遣 出席者：441社 585名（8/18・23・9/1） ②違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導実施 ③原発関係労働者派遣事業主を重点とした定期指導の実施 ２　除染業務等における違法派遣対策 ①違法な労働者派遣等の疑いがある事案についての申告、情報提供に対する速やかな調査と迅速・的確な指導実施 ②元請除染現場事務所等への訪問による指導、適正な請負実施の要請実施 楢葉町・双葉町除染（9/6）、葛尾村除染（9/13）の各現場事務所を訪問のうえ指導	１　下半期の取組方針 （１）　継続 ☑ （２）　強化 ☐ ２　今後の取組等 ①東京電力主催「適切な労働条件確保に関する講習会」に講師として出席し、偽装請負や違法派遣防止の啓発活動を実施予定 ②環境省、市町村から除染業務を受注している元請事業主に対して偽装請負や違法派遣の注意喚起促すリーフレット送付予定 （下請事業所も含めた適正な請負の実施を要請） ③元請除染現場事務所等への訪問による指導、適正な請負実施の要請予定 （川俣町、富岡町除染現場）

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第2　労働行政の最重点施策 1　東日本大震災からの復興を支援する施策 （1）　復旧・復興に従事する労働者の労働条件確保対策及び安全・健康確保対策 ⑤　復旧・復興工事に従事する労働者の安全・健康確保対策 （ア）　監督指導等 復旧・復興工事として施工される建設工事現場に対し、重点的に監督指導等を実施する。 また、建設工事計画届等を適正に審査し、届出の作業が適切に実施されているかを実地調査により確認するとともに、災害発生件数が多い墜落・転落災害防止措置について徹底を図る。 （イ）　関係機関等との連携 国交省、環境省、復興庁、林野庁、福島県、福島県建設業協会、建設業労働災害防止協会福島県支部及び当局を構成員とする復旧・復興工事災害防止福島連絡協議会を開催し、各機関が所有する各種情報を把握・共有し、効果的・効率的な監督指導の実施に活用する。 また、災害復旧・復興工事労働災害防止福島県支援センターに委託して実施する新規参入者及び職長等に対する安全衛生教育について、関係事業者に対し、個別指導等の機会を捉えて積極的に受講を勧奨する。 （ウ）　元方事業者に対する定期的な集団指導の実施 復旧・復興工事を受注する元方事業者に対し、労働者の安全・健康確保及び労働条件確保に必要な情報の提供を行うとともに、事業者が講ずべき具体的な内容について集団的に指導する機会を定期的に設定する。	（ア）　監督指導等 〇監督指導等の実施状況 復旧・復興工事含む建設工事現場に対し監督指導を実施。 4月～8月まで監督実施事業者数528件、うち違反事業者数354件。（違反率67.1%）。 ・高所からの墜落災害、労災かくし事案など5件について書類送検。 ・届出のあった建設工事計画届等について実地調査を実施（82件）。 （イ）　関係機関等との連携 ・　福島県内工事関係者連絡会議を開催（局及び各署で開催）。 ・　復旧復興工事安全衛生確保支援事業福島支援センターとの連携。 （連絡会議5月16日、指導員会議5月20日） ・　災害復旧・復興工事現場への監督・個別指導や集団指導実施時に左記支援センターが実施する教育等の受講を勧奨。 （ウ）　元方事業者に対する定期的な集団指導の実施 ・　安全パトロール参加時に労働災害防止及び労働条件確保について指導を実施（5件）。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 ・総合建設業労働災害撲滅対策会議を開催（10月11日、39社121名参加）。＊再掲 （2）　今後の予定 復旧・復興工事含む建設工事現場を含む建設工事現場に対し、引き続き、重点的に監督指導等を実施。 ・工事請負業者で組織する各災害防止協議会のパトロールや研修会出席の機会をとらえ、労働災害防止及び労働条件確保について継続的に指導を実施。

行政運営方針

第２　労働行政の最重点施策

１　東日本大震災からの復興を支援する施策

（２）復興に向けた就労支援

①　避難県民の帰還のための就労支援の推進

（ア）「福島県雇用対策協定」による福島県との連携支援

福島県との間において、震災及び原発事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上を図ることを目的に「福島県雇用対策協定」を締結し、雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むこととしている。

（イ）市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援

避難者が帰還を希望する場合の就職等を支援する「福島雇用促進支援事業」について、関係市町村から寄せられる人材確保・人材育成ニーズを踏まえて事業を進める。

（ウ）避難者に対するハローワークにおける職業相談

引き続き避難者専門の職業相談員を県内ハローワークに配置し、個別のニーズに合わせた就労支援の情報提供などきめの細やかな支援を行う。

また、市町村からの要望も踏まえて、被災12市町村への出張相談などを行う。

上半期の主な取組

１　労働局と福島県の間で「福島県雇用対策協定」を平成28年3月24日に締結し、併せて設置した「福島県雇用対策協定運営協議会」により、①「震災復興のための雇用対策」、②「若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇改善」、③「女性の活躍促進」の最重点項目と「職業訓練の効果的な実施他5項目の重点項目とした事業計画を策定し、各項目について取り組んでいる。

【これまでの主な取組み事項】

①ふくしま大卒等合同就職面接会（8月17日）
（229社、144名参加）

②新規高卒者の職場定着に関するアンケート実施
（5,559社送付1,758回答）

③福島県雇用対策協議会を3回開催
第1回（4月7日）、第2回（7月19日）、第3回（10月11日）

２　避難者が帰還を希望する場合の就職等を支援する「福島雇用促進支援事業」について、①雇用確保に係る事業による企業向け5事業、②就職促進事業による求職者向け11事業、③職場体験事業による合同就職面接会、職場見学バスツアーを実施。

３　福島相双復興官民合同チームとの連携により、被災事業者の事業再開に向けた人材確保支援の実施。

４　県内4所（平・郡山・相双・二本松）に就職支援ナビゲーターを配置し、福島帰還者等に対し、担当者制による個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施している。

５　平所において大熊・富岡・双葉の仮設住宅5会場で月１回巡回相談実施。

下半期の取組

１　下半期の取組方針

（１）　継続　☑

（２）　強化　☐

２　今後の取組等

①　福島県雇用対策協定運営協議会第4回を平成29年1月に開催し、計画に係る第3四半期の進捗管理を行うこととしている。

②　福島雇用促進支援事業
県内4か所で合同面接会開催予定。
・10月14日（金）南相馬
・11月30日（水）広野町
・12月16日（金）郡山市
・1月17日（火）いわき市

③　福島帰還希望者就職支援事業
「ふるさと・ふくしま合同就職面接会in東京」10月開催予定。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第2　労働行政の最重点施策 1　東日本大震災からの復興を支援する施策 （2）復興に向けた就労支援 ② 人材不足分野・地域における労働力確保対策（建設業、医療福祉等） （ア） ハローワーク福島・平・郡山・相双の4所を建設人材確保プロジェクト実施安定所に指定し、就職面接会の開催や未充足求人のフォローアップの徹底等を図る。 また、福島県建設業協会と連携し、会員事業所への雇用管理改善の必要性及び各種助成金制度の周知を行い、雇用環境の向上を図る。　特に、「福島県建設業担い手確保・育成検討会」（福島県、教育庁、福島大学、建設業関係団体等からなる）において、関係行政機関及び建設業関係団体との連携を図り、若年労働者の人材確保・育成に向けた協力体制の整備と、既存訓練施設と連携した教育訓練体系の構築を検討していく。 （イ）福島県、（社福）福島県社会福祉協議会福祉人材センター及び（公財）介護労働安定センター福島支所等との連携により、福祉関係の就職面接会や福祉関係セミナーを開催する。 （ウ）「ナースセンター・ハローワーク連携事業」により、ハローワーク福島において、看護師等の求職・求人情報の相互共有を図り就職促進を実施する。	1　建設人材確保プロジェクト実施安定所において、人材不足における労働力確保対策を図るため、就職面接会（ミニ面接会）（1回開催、1事業所参加）を実施。 2　6月29日「平成28年度福島県建設雇用改善推進対策会議」を開催。 3　7月27日「福島県建設業担い手確保・育成第3回検討会」に出席し、若年労働者の人材確保・育成に向けた協力体制等を検討。 4　6月17日「福祉人材確保推進協議会」を開催。 5　福島県社会福祉協議会主催「第1回・福祉の職場合同就職説明会」を県内4会場で開催。（会津若松会場7/2、いわき会場7/9、福島会場7/17、郡山会場7/24） 6　7月11日「平成28年度第1回福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」に出席。 7　6月6日「ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議」を実施。	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 ①11月の福祉人材確保重点実施期間に「介護就職デー～就職面接会、セミナー、職場見学会」を全所にて実施。 ②引き続き建設人材確保プロジェクト実施安定所において、事業主向けセミナー、就職面接会を開催。 ③「第2回・福祉の職場合同就職説明会」の開催。（29年2月頃） ④10月に委託事業による中小建設会社を対象とした「雇用管理改善啓発セミナー」を開催。

行政運営方針

第２　労働行政の最重点施策

１　東日本大震災からの復興を支援する施策

（２）復興に向けた就労支援

③　若者の雇用対策

復興・再生のためには、若者の県内就職の促進と定着が重要な課題である。

このため、以下のとおり若者の雇用対策を推進する。

（ア）総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進

若者が次代を担うべき存在として活躍できる環境整備を図り、就職準備から就職活動、就職後の職場定着支援に至るまでの対策を福島県及び関係機関と連携の下で推進する。

（イ）新規高卒者等に対する就職支援

ⅰ）福島県高等学校就職問題検討会議や福島県新規高卒者就職促進対策会議等において福島県、福島県教育委員会の関係機関や経済団体等との連携を図る。

ⅱ）高卒求人の早期確保のため、ハローワークによる計画的な求人開拓や労働局幹部・福島県・福島県教育委員会が経済団体や事業所に対して早期の求人提出を要請する。

ⅲ）学卒ジョブサポーターが学校の進路指導担当者と連携し、就職準備から就職活動の支援及び就職内定者（新入社員を含む）への職場定着支援を包括的に行う。

（ウ）新規大卒者等に対する就職支援

新卒応援ハローワークは、大学等と連携を図り入学時からセミナー等により、職業意識の醸成、就職活動支援、内定後のフォローアップ等、段階的な支援を行う。特に、平成28年度卒業・修了予定者から適用される就職・採用活動開始時期の変更に伴い、未就職卒業生が増加することが無いよう未内定学生への集中的な就職支援を行う。

上半期の主な取組

１　福島県及び各機関との連携

平成28年3月に締結した「福島県雇用対策協定」に基づき、若年者の雇用対策について、県と協力して様々な支援事業を行った。

①「福島県新規高卒者就職促進対策会」への参加。（年3回開催。4月26日、7月27日実施済み。職場定着に関する調査の共同実施協議・計画・施行等。）

②「福島県高等学校就職問題検討会議」の開催。（5月11日　県、教育委員会、学校関係者、各経済団体等による新規高卒者の就職に関する申し合わせ事項の協議、策定。）

③県知事、労働局長、教育長3者による主要経済5団体へ求人確保のための訪問要請。（6月2日、6月6日）

④大卒等面接会の共同開催（8月17日）。

２　学卒ジョブサポーターによる就職支援等

①学生、既卒者等に対する個別支援の実施（随時）。

②大学キャリアセンター・高校進路指導部へ出向いての職業相談（計画的に実施）。

③平成28年3月新規卒業者に対して、訪問による職場定着支援の実施（計画的に実施）。

３　新規大卒者等に対する就職支援

各大学等との連携を密にした定期的な訪問による職業相談（各所週1回以上）、各種セミナー・職業講話の実施（上半期全所計82回実施）、既卒未内定者への個別窓口相談を積極的に実施している。

下半期の取組

１　下半期の取組方針

（１）　継続　☐

（２）　強化　☑

２　今後の取組等

・県と協力して実施している職場定着に関するアンケートの集計結果をまとめ、分析した結果を基に「調査報告書（冊子及びリーフレット）」を作成、関係機関や生徒・保護者に配布し、早期離職防止につなげる。

・新卒応援ハローワークを中心に、若年新規就職者に対する職場定着支援を強化する。

・新規高卒者就職面接会の開催（10月　県内5か所）

・大卒等未内定者を対象とした面接会の開催（1月14日、1月28日）

・「ユースエール認定企業」認定数の拡大及び学生への情報提供

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第2　労働行政の最重点施策 1　東日本大震災からの復興を支援する施策 （2）復興に向けた就労支援 ④　職業訓練の推進等 福島県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部福島職業能力開発促訓練センター（以下「機構福島」という。）と連携し、人材育成の必要性が高い建設、介護分野における職業訓練を実施することにより、資格取得人材の確保に努める。 求職者支援訓練及び公共職業訓練（離職者訓練）においては、介護分野で介護実践訓練コース、建設関連分野で車輌系建設機械運転免許取得を目指す「震災対策特別コース」（求職者支援訓練）、「建設人材育成コース」（公共職業訓練）を設定し、求職者の受講あっせん及び訓練修了後の集中的な就職支援を行う。	1．福島県及び機構福島との連携 「公的職業訓練運営担当者会議」の開催 4/26と9/27の2回開催 2．求職者支援訓練（8月末現在） ①介護分野 開講数2回、開講定員35人、受講者数11人 ②建設関連分野 開講数6回、開講定員60人、受講者数48人 3．公共職業訓練（8月末現在） ①介護分野 開講数5回、開講定員100人、受講者数70人 ②建設関連分野 開講数0回、開講定員0人	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 「公的職業訓練運営担当者会議」の開催のほか、随時、担当者と連携し職業訓練計画に基づく職業訓練情報の共有及調整を実施。 人材育成の必要性が高い建設、介護分野については、各ハローワークにおいて訓練コースの掲示、訓練説明会、施設見学による周知のほか、窓口での訓練受講の勧奨を積極的に実施。 （2）　今後の予定 「公的職業訓練運営担当者会議」を四半期ごとに開催予定。 人材育成の必要性が高い建設、介護分野については、下半期も訓練コースを開講予定。 引き続き、訓練コースの周知、訓練受講の勧奨を積極的に実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第2　労働行政の最重点施策 2　魅力ある職場づくりを推進するための施策 （1）働き方改革の推進 ① 過重労働解消に向けた取組の推進 過重労働による健康障害を防止するため、長時間労働の防止や医師による面接指導の実施について徹底を図る。 特に、各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場の全数に対して、監督指導を実施する。 さらに、衛生委員会等の活用を促すとともに、小規模事業場に対しては産業保健総合支援センターの活用を勧奨する。	・3月1日以降に届け出られた36協定のうち、1か月当たり80時間を超える時間外労働を可能としている事業場に対し自主点検を5月以降毎月実施。 ・上記自主点検の結果、時間外・休日労働が、1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、過労死等に係る労災請求が行われた事業場、その他の情報により長時間労働が行われていることが疑われる事業場に対し監督指導を実施。 ※9月末時点における監督実施件数は、 ①時間外・休日労働が100時間超と考えられる事業場・・・153事業場 ②時間外・休日労働が80時間超100時間以下と考えられる事業場・・・110事業場 ③過労死等に労災請求があった事業場・・・5事業場 ※監督指導時は、 ①長時間労働の削減、医師による面接指導の実施などを重点に指導を実施したほか、 ②50人未満の事業場に対しては地域産業保健総合支援センターのリーフレットを配布し利用を勧奨。	1　下半期の取組方針 （1） 継続 ☑ （2） 強化 ☐ 2　今後の取組等 （1） これまでの取組 （2） 今後の予定 引き続き、各種情報から、時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる左記①に記載した事業場に対し監督指導等を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第2　労働行政の最重点施策 2　魅力ある職場づくりを推進するための施策 （1）働き方改革の推進 ② 働き方改革・休暇取得促進 仕事と生活の調和の実現に向け、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、局内に設置した「働き方改革推進本部」を中心として、福島県と連携しながら、労使団体への要請、企業トップへの働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。 また、年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い業種を中心に、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用による労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施する。また、改善に取り組む中小企業に対する助成を行う。 	1. 局長より労使団体に対し、働き方改革・夏の生活スタイル変革を含む「魅力ある職場づくり」の周知啓発を文書により依頼。 〇要請先　県・経産省・使用者団体・労働組合 2. 局長および局幹部が県内の主要企業（各地区労働基準協会幹部企業等）を訪問し、「魅力ある職場づくり」への取り組みについて文書要請（福島県知事との連名）。 〇　要請企業数　31社 3. 局長による主要企業訪問の際、福島県商工労働部幹部が同行し、共同で「魅力ある職場づくり」取り組みを要請するとともに、県における施策について説明。 〇　局長・県幹部による合同訪問企業数　7社 4. 地域の政労使トップが参加し11月に開催予定の「魅力ある職場づくり推進会議」について、会議内容の検討および会議への参加要請等について、福島県と連携して実施。 また、会議の開催に向け、参加団体事務局をメンバーとする「準備会議」を開催。 第1回準備会議　9月21日 5. 労働時間設定改善のためコンサルティングを希望する企業に対し、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを実施。 本年度は、特に社会福祉施設を重点的に対象とし、コンサルタントが対象事業場に直接電話により利用勧奨を実施。 コンサルタントの紹介リーフレット（申込書付き）を作成し、局各部が主催する各種説明会において配布したほか、地区労働基準協会広報誌に掲載。	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☐ （2）　強化 ☑ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 ①「魅力ある職場づくり推進会議」を開催し、働き方改革等の推進を図る。 第2回準備会議　10月19日 ②働き方・休み方改善コンサルタントの利用促進のため、対象企業に対するコンサルタント訪問・利用勧奨を実施。 10月13日以降、文書による勧奨を予定している。 （2）　今後の予定 ①「魅力ある職場づくり推進会議」の開催 11月22日開催 特設ホームページを開設し、参加団体のトップからのメッセージを掲載。 ②下記日程で開催する「魅力ある職場づくり推進セミナー」において、周知啓発を実施。 10月24日　いわき市 11月1日　郡山市 11月4日　福島市 11月18日　会津若松市

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第2　労働行政の最重点施策 2　魅力ある職場づくりを推進するための施策 （2）正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善 ①　非正規労働者への雇用対策の推進（正社員希望者に対する就職支援等） 正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人の正社員求人への転換、雇用管理改善の働きかけ等により、正社員求人の確保を図る。 また、不本意ながら非正規雇用で働く者の正社員転換を事業主に働きかけるとともに、非正規雇用であった求職者に対して正社員求人へ応募するメリットを説明し、担当者制等による極め細やかな職業相談や応募書類の作成指導等に取り組み、積極的なマッチングを図る。 キャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、非正規雇用労働者のキャリアアップのための職場環境を整備し、非正規雇用労働者の雇用の安定、人材育成、処遇改善等を図る。	1　平成28年3月に「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定。 平成28年度目標の安定所による正社員就職・正社員転換数18,307人、安定所における正社員求人数を84,040人として、正社員就職の実現に向けた取組を推進。 **〇正社員求人数（平成28年8月末現在）** 正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により　34,276人分の受理。 **〇正社員就職件数（同上）** 正社員求人へ応募するメリット説明や担当者制等による極め細やかな職業相談及び応募書類の作成指導等による取り組みにより　7,086人が就職。 **〇キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者数** 150人（平成28年8月末現在） キャリアアップ助成金の積極的な活用を図るため、事業主等を対象としたセミナーを開催し、助成金制度の周知を図った。 〇　参加セミナー40回 〇　セミナー参加者　2，260名 （28・8・31現在） 最低賃金の改定に合わせ、短時間労働者の就業促進と非正規労働者の処遇改善（賃金引上げ）のためにキャリアアップ助成金の活用を図るため、局及び所の幹部が使用者団体及び事業所を訪問し、制度について説明した。 〇　訪問使用者団体　　7団体（局） 〇　訪問事業所所　　55社　（所）	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☐ （2）　強化　☑ 2　今後の取組等 ①引き続き正社員求人を確保していくとともに、正社員希望者や非正規雇用であった求職者に対して正社員求人への積極的な応募の働きかけ、担当者制等によるきめ細やかな職業相談や応募書類の作成指導等に取り組み、積極的なマッチングを図る。 ②実現プラン達成に向けて、正社員就職の更なる増加のために、平成28年10月から11月にかけて「正社員就職強化月間」を設定。 【月間強化項目】 ・ミニ面接会を集中して実施。 ・ハローワーク利用者に対する窓口利用誘導の強化 ・ハローワーク幹部職員の事業所訪問による正社員求人の確保 ③引き続きキャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、非正規雇用労働者の雇用の安定、人材育成、処遇改善等を図る。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第2　労働行政の最重点施策 2　魅力ある職場づくりを推進するための施策 (2)正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善 ② 人材確保に向けた雇用管理改善 人材確保のためには、人材不足分野における事業主自身が職場自体の魅力アップ(雇用管理改善)を通じて、労働者の募集と職場定着を図ることが重要であることから、労働局・ハローワークによる啓発運動等様々な機会を捉えて雇用管理改善を推進する。	1　ハローワークにおいて求人受理時や事業所訪問等に雇用管理改善の普及・啓発の助言指導を実施。 〇求人充足サービスと連動した雇用管理改善の実施。 〇キャリアアップ助成金、職場定着支援助成金等を活用した雇用管理改善の助言指導を実施。 ・キャリアアップ助成金　100件 ・職場定着支援助成金　16件 ・キャリア形成促進助成金　69件 ・建設労働者確保育成助成金　725件 (平成28年8月末支給決定件数) 2　人材不足分野における人材確保のための雇用管理　改善事業(介護・建設分野)。 **「委託事業」** (1)建設分野⇒株式会社労働調査会に委託。 介護分野⇒公益財団法人介護労働安定センターに委託。 (2)各分野において、業界団体関係者、学識経験者、実務家等で構成した啓発実践推進委員会を開催。 〇介護分野は6月3日開催。 〇建設分野は8月4日開催。 (3)雇用管理改善啓発セミナー(介護分野)を郡山市で 3回開催(7月20日、8月23日、9月2日) (4)雇用管理アドバイザーによる雇用管理改善の個別相談支援(介護、建設分野それぞれ 年間10社以上)	1　下半期の取組方針 (1)　継続 ☐ (2)　強化 ☑ 2　今後の取組等 (1)　ハローワークにおいて求人受理時や事業所訪問等に雇用管理改善の普及・啓発の助言指導を実施する。 〇平成28年10月から11月にかけての「正社員就職強化月間」における正社員求人確保と合わせた職場定着に向けた助言指導を行う。 (2)　人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善事業(建設・介護分野) ①雇用管理改善啓発セミナー(建設分野)を3回開催 ※ いわき市(10月19日) 郡山市(10月21日) 福島市(10月24日) ②雇用管理アドバイザーによる雇用管理改善の個別相談支援(介護、建設設分野それぞれ年間10社以上) ③「魅力ある職場づくり実践セミナー」 (建設・介護分野それぞれ1回) ※平成29年2月実施予定

行政運営方針

第2　労働行政の最重点施策
2　魅力ある職場づくりを推進するための施策
（3）女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
① 女性の活躍推進

男女がともに活躍できる職場環境整備のため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の活躍・両立支援総合サイトへの情報公表を働きかけるとともに、認定申請に向けた取組を推進する。

また、女性の活躍推進に取り組む事業主を支援するため、女性活躍加速化助成金を活用する。

さらに、事業主を対象とした雇用管理セミナーを開催し、女性の活躍推進、妊娠・出産等に係る女性労働者の雇用管理及び仕事と家庭の両立支援制度等について周知啓発を図る。

認定マーク「えるぼし」

上半期の主な取組

1.　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の義務企業（労働者数301人以上）に対する提出および公表の確実な実施（未提出企業に対する指導等）。

○　提出状況　対象企業148社中148社（提出率100%）

2.　女性活躍推進法に基づく事業主認定（えるぼし認定）制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。

併せて、第一号認定事案について、認定書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動を展開。

○　報道実績　TV1社（受賞企業の特集含む）
地元紙2紙

○　申請状況　認定3社

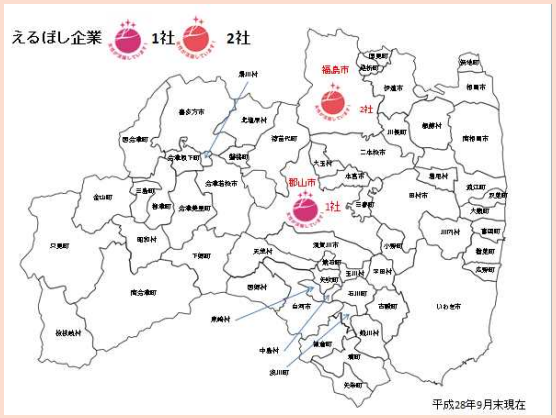

3.　女性活躍加速化助成金の活用について、前記の局幹部による企業訪問において助成金に関する資料を交付、利用勧奨を実施。

この他、各種会合で説明、資料配布を実施。
また、上記一覧については当局HPも掲載。

下半期の取組

1　下半期の取組方針
（1）　継続　☑
（2）　強化　☐

2　今後の取組等
（1）　これまでの取組

局・労基署、地区労働基準協会および社労士会等が主催する研修会において、認定制度に関する資料を配布。

（2）　今後の予定

下記日程で開催する「魅力ある職場づくり推進セミナー」において、女性活躍推進法について周知啓発を実施。

10月24日　いわき市
11月1日　郡山市
11月4日　福島市
11月18日　会津若松市

行政運営方針

第２　労働行政の最重点施策

２　魅力ある職場づくりを推進するための施策

（３）女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

②　仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのため、福島県や次世代育成支援センターと連携しつつ、各企業の実態に応じた次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する取組を促すとともに、「くるみん認定」及び「プラチナくるみん認定」取得に向けた事業主の取組を支援する。

また、男性の育児休業取得促進のための情報提供等により男性が育児参加しやすい職場づくりを進めるとともに、両立支援助成金の活用等により育児・介護休業等を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援する。

上半期の主な取組

1．次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の計画期間が満了した企業に対し、計画更新するよう促す文書を送付。

○　文書送付件数　28件

2．　次世代育成支援対策推進法に基づく事業主認定（くるみん・プラチナくるみん認定）制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。

併せて、認定事案について、認定書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動を展開。

くるみん認定事業場に対し、文書によるプラチナくるみんの申請勧奨を実施。

○　申請状況　認定4社（累計認定企業27社）

○　報道実績　地元紙　2社

○　文書による申請勧奨　22社

また、県及び次世代育成支援センター（県中小企業団体中央会）との連絡会議を開催し、相互の連携を確認（9月9日）。

3．　両立支援助成金の活用について、前記の局幹部による企業訪問において助成金に関する資料を交付、利用勧奨を実施。

4．平成29年1月施行の改正育児・介護休業法について、事業主及び事業主団体、労働組合、県、市町村等に対し、文書・会合で周知。

また、「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の一環として「ハラスメント対応特別相談窓口」と改正法に係るセミナー開催を8月31日に報道発表。また、相談窓口とセミナーについて9月開催の局定例報告会で周知広報。

下半期の取組

１　下半期の取組方針

（１）　継続　☑

（２）　強化　☐

２　今後の取組等

（１）　これまでの取組

局・労基署、地区労働基準協会および社労士会等が主催する研修会において、両立支援、くるみん・プラチナくるみん認定制度に関する資料を配布。

（２）　今後の予定

全国マタハラ未然防止対策キャラバンの一環として、セミナーを下記日程により開催し、改正育児・介護休業法について説明を行う。

10月24日　いわき市
11月1日　郡山市
11月4日　福島市
11月18日　会津若松市

このほか、関係機関・団体主催の会合で説明・資料配布を実施。

また、「ハラスメント対応特別相談窓口」を12月末まで開設。

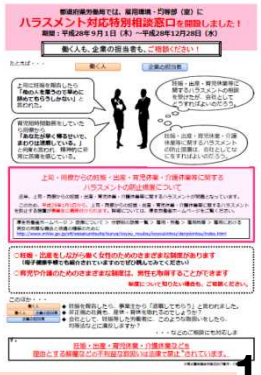

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 （1）労働条件の確保・改善対策 ① 基本的労働条件の確立 事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であり、労働基準関係法令の遵守徹底を図る。特に学生に関しては、アルバイトの実態を把握した上で、その結果に応じて必要な対策を実施する。 また、解雇、賃金の支払等に関する申告事案については、当該労働者の置かれた状況に意を払い、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図る。	・監督指導や集団指導などあらゆる機会を通じて、基本的労働条件の確立について指導を実施（監督指導件数734件、集団指導件数37件）。 ・学生に関し、大学での出張相談を実施し、学生アルバイトの実情を把握。 ・解雇、賃金不払等に関する労働者からの申告について、373件受理し、305件解決。	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 ・引き続き、あらゆる機会を通じてと、基本的労働条件の確立について周知・指導を実施。 ・上半期で把握した学生アルバイトの実情を踏まえ、業界団体と学生向けのリーフレットを作成した上で、関係業界や学生に対する周知啓発の実施。 ・引き続き、労働者からの申告については、迅速かつ懇切丁寧に対応。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 (1)労働条件の確保・改善対策 ② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進 (ア)自動車運転者 自動車運転者については、依然として長時間労働の実態が認められることから、福島運輸支局との合同監督・監査を実施するなどにより労働基準関係法令等の遵守の徹底を図るとともに、荷主を含む関係団体に対する労働基準関係法令等に関する周知を図る。 また、トラック輸送については、運送事業者、荷主、行政等の関係者からなる協議会において、取引環境の改善や長時間労働の抑制に向けた環境整備に取り組む。 (イ)介護労働者 介護労働者については、介護事業の許可権限を有する福島県、市町村と連携して、引き続き、介護事業者に対する労働基準関係法令の周知、監督指導等を行う。	(ア)自動車運転者 ① 過重労働解消に向けた取組の一環として監督指導の実施。 ② 荷主等を含む関係団体に対する集団指導等にて労働基準関係法令等についての周知を実施。 ③ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」で実施を承認したトラック運転者の長時間労働等の問題点・課題等を改善するための実証実験(パイロット事業(委託事業))において、現状分析・課題の洗い出し、解決手段の検討、実践まで終了。 ※第5回協議会に結果報告がなされる予定。 (イ)介護労働者 福島県、市等と連携して集団指導を実施し、介護事業者に対する労働基準関係法令の周知を図った(6月に県北、県中(南)、会津、相双地区、9月にいわきにて実施)。	1　下半期の取組方針 (1)　継続　☑ (2)　強化　☐ 2　今後の取組等 (1)　これまでの取組 (2)　今後の予定 ①　自動車運転者 ・引き続き、過重労働による健康障害防止のための主眼監督を実施。 ・引き続き、荷主等を含む関係団体に対する集団指導等にて労働基準関係法令等に対する周知を実施。 ・トラック輸送協議会において、今後の取引環境の改善や長時間労働の抑制に向けた環境整備に関する検討を実施。 ②　介護労働者 引き続き、介護事業者に対して労働基準関係法令の周知を図るとともに、労働条件履行確保上、問題のある事業場については監督指導等を実施。 ③　福島運輸支局との合同監督・監査を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 (1)労働条件の確保・改善対策 ③「労災かくし」の排除に係る対策の推進 「労災かくし」の排除を期するため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、その存在が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。	・監督指導、集団指導等のあらゆる機会を通じて、労災かくしの周知を実施。 ・労災かくし事案について、1件を送致。 (送致事案の概要) 一般住宅除染現場にて除染作業を行っていた者が休業4日以上を伴う負傷をしたのに、事業者が労働者死傷病報告を遅滞なく所轄労基署長に提出しなかったもの(9月7日送致)。	1　下半期の取組方針 (1)　継続　☑ (2)　強化　☐ 2　今後の取組等 (1)　これまでの取組 労災かくし事案の送致(10/4) (送致事案の概要) 個人住宅新築工事現場において、脚立を使用して作業していた者が転落し、休業4日以上を伴う負傷をしたのに、事業者が労働者死傷病報告を遅滞なく所轄労基署長に提出しなかったもの。 (2)　今後の予定 引き続き、労災かくし防止に向けた周知・啓発を図るとともに、労災かくし事案を把握した場合には、司法処分を含め厳正に対処する。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 （2）最低賃金制度の適切な運営 　福島地方最低賃金審議会の円滑な運営を図るとともに、最低賃金額の改定等について広く周知する。また、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導を行い最低賃金の遵守徹底を図る。	①　7月7日福島地方最低賃金審議会に最低賃金引上げについて諮問後、中央最低賃金審議会の目安額を参考に審議を重ねた結果、最低賃金705円を21円引き上げ726円に改正する答申を8月6日に受けた。その答申を受け、10月1日発効に向けた手続を行った。 ②　改正福島地方最低賃金について、県・市町村、事業者団体（計650団体）、JR各駅及び金融機関へ周知広報の協力を依頼。 ③　福島労働局最低賃金PR用キャラクター「サイちんkun」を用いて積極的に周知を実施。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）これまでの取組 　福島県最低賃金の発効（10/1） （2）今後の予定 ①　特定（産業別）最低賃金専門部会の円滑な運営を図る。 ②　最低賃金額の改定等について周知広報を行う。 ③　最低工賃の改正（今年度は「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃」について見直し予定。 ④　最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等に対し監督指導を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 (3)労働者の安全と健康確保対策の推進 ①　労働災害を減少させるための業種横断的な取組 第12次労働災害防止計画(平成25年度～平成29年度)の目標達成に向け、死傷災害全体の1／4を占めている「転倒災害」を防止するため、「STOP！転倒災害プロジェクト」や「転ばないでね！転倒災害防止対策重点期間」を労働災害防止団体等と連携して効果的に展開する。 また、このほか、死亡災害の最も多くを占める交通事故による死亡災害を減少させるため、交通安全関係団体や労働災害防止団体とも連携し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導及び「交通安全運動」や「安全・衛生週間準備期間・週間」における取組を指導する。	・14災防団体に対して全国安全週間の取組を要請及び全国安全週間における局長メッセージを送付(6月1日)。 ・各署で全国安全週間説明会において、転倒災害防止と交通労働災害防止について要請 ＜転倒災害防止＞ ① 転倒災害防止対策「続・転ばないでね！」のを作成し、署、災害防止団体、事業者団体に配布し、積極的な災害防止の取組を指導。(6月10日) ＜交通労働災害防止＞ 関係団体等との間で以下の事項を実施 ①陸災防福島県支部事務局長・災防指導員会議(1回、10人)での情報交換と指導員による事業場指導時の要点について要請。 ②(独)自動車事故対策機構福島事務所(NASVA)運行管理者等一般講習(3回、650人) ③リーフレット「交通労働災害防止のためのガイドライン」改訂版を作成し、集団指導や個別指導時に配布し取組を要請。	1　下半期の取組方針 (1)　継続 ☑ (2)　強化 ☐ 2　今後の取組等 (1)　これまでの取組 (2)　今後の予定 ＜転倒災害防止＞ 冬季の転倒事故防止のため、集団指導及び個別指導時にリーフレットを配布し災害防止を啓発。 ＜交通労働災害防止＞ 引き続き集団指導及び個別指導時にリーフレットを配布しつつ指導するとともに、関係団体と連携して①～③を実施する。 ①陸災防福島県支部事務局長・災防指導員会議(1回、10人) ②(独)自動車事故対策機構福島事務所(NASVA)運行管理者等一般講習(10月、2回、400人) ③福島県トラック協会事故防止講習会(11月、6回、870社)

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 (3)労働者の安全と健康確保対策の推進 ② 労働災害を減少させるための重点業種 中長期的にみて労働災害の減少傾向が見られない建設業、製造業、陸上貨物運送事業及び第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)を重点業種とする。 (ア)建設業 墜落・転落災害、建設機械災害、崩壊災害の3大災害の防止対策の徹底及び安全衛生教育の促進を重点に指導する。また、公共工事発注機関及び建設関係団体等と連携し、工事現場の安全管理水準の向上を図る。 昨年改正された足場に関する労働安全衛生規則に基づき、足場からの墜落防止措置を徹底するとともに、建設業労働災害防止協会と連携し、「足場からの転落・転落災害防止総合推進要綱」に定められた「より安全な措置」等の普及を図る。 (イ)製造業 災害が多発している食料品製造業を重点に、加工機械による災害防止に向けたリスクアセスメント等の実施、機械の本質安全化等機械の　安全化をより一層促進する。 (ウ)陸上貨物運送事業 関係団体と連携し、「荷役作業の安全対策ガイドライン」及び「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・普及を図るとともに、これらの実施について指導する。また、荷主に対し労働災害防止の取組についての要請を行う。 (エ)第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店) 業界団体に対して、安全衛生情報の提供、安全衛生研修会の実施を要請するとともに、多発している転倒災害、交通労働災害及び腰痛についてその防止対策の実施を指導する。	(ア)建設業 ・ 局長安全パトロールの実施(6月30日　大原綜合病院建築現場)。 ・ 建設関係団体に対して、「労働災害防止のための取組の強化について」(4月27日)、「熱中症予防対策の徹底について」(5月25日)を要請。 ・ 福島県内工事関係者連絡会議の開催(7月22日)。 ・ 公共工事の請負業者が組織している各工事安全協議会において安全指導を実施(福島河川国道事務所事故防止協議会、前橋林業土木協会、県土地改良協会安全協議会で実施)。 (イ)製造業 ・ 関係事業者団体に対して、「労働災害防止のための取組の強化について」を要請(4月27日)。 ・ 食料品製造機械により災害が発生した事業場に対し監督・個別指導を実施(32件)。 (ウ)陸上貨物運送事業 ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島連携県支部との連携(災防指導員会議) ・ 各種集団指導時に荷主側事業所へトラック事業者が実施する労働災害防止対策への協力を要請。 (エ)第三次産業 ・ 大型商業施設(ショッピングモール等)に対し災害防止の取組みを要請(4施設) ・ 多店舗を展開している小売店企業に対し災害防止の取組を要請(3企業)。	1　下半期の取組方針 (1)　継続 ☑ (2)　強化 ☐ 2　今後の取組等 (1)　これまでの取組 (2)　今後の予定 〈製造業〉 ・ 製造機械による労働災害発生事業場に対し、機械の安全化促進のための個別指導を実施 〈建設業〉 ・ 各工事安全協議会の安全パトロール参加時に墜落・転落災害、建設機械災害、崩壊災害の3大災害の防止及び「より安全な措置」の取組みについて指導を実施する。 〈陸上貨物運送事業〉 ・ (一社)日本労働安全コンサルタント会委託事業「荷役災害防止担当者安全衛生教育講習会」(荷主向け)への講師派遣(11月29日) 〈第三次産業〉 ・ 大型商業施設や多店舗展開小売店企業について災害防止の取組み要請を引き続き実施 ・ 腰痛災害が発生した社会福祉施設に対し、腰痛災害防止講習会(10月28日)への参加を要請

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 (3)労働者の安全と健康確保対策の推進 ③化学物質による健康障害防止対策 平成28年6月1日から、譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベルの表示、安全データシート(SDS)の交付及び化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントが義務化されることから、その円滑な施行に向け、化学物質の使用者、製造者に対して化学物質の譲渡・提供時における危険有害情報の確実な伝達について集団指導等により周知を図る。 また、平成26年度に策定した化学物質対策5か年計画に基づき、監督指導を実施し、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底を図る。	○化学物質のリスクアセスメントの実施、容器などへのラベル表示と安全データシートの活用について、リーフレットを使用し、集団指導時に周知啓発を実施。 ○新規の健康障害が認められた物質への対応 ・ オルトートルイジン(膀胱ガン発症の疑い)を取り扱ったことのある事業場について、実態調査を実施(4社) ・ 3,3'－ジクロロ−4,4 '−1ジアミノジフェニルメタン(膀胱ガン発症の疑い)を取り扱ったことのある事業場について、実態調査を実施(4社) ○化学物質を使用する全事業場に対して監督指導を実施(平成25年度から5か年計画で実施中。)	1　下半期の取組方針 (1)　継続 ☑ (2)　強化 ☐ 2　今後の取組等 (1)　これまでの取組 (2)　今後の予定 毒劇物取締法に基づく登録製造事業場リストを県担当部署及び東北厚生局から入手し，規制化学物質取扱事業場の情報収集をして，未把握事業場の解消を図る。 引き続き、5か年計画に基づく監督指導を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 (3)労働者の安全と健康確保対策の推進 ④ メンタルヘルス・産業保健対策 平成27年10月に実施した「メンタルヘルス対策自主点検による総点検」においてストレスチェック制度の理解が不足している事業場が少なからず見受けられたことから、平成27年12月に施行されたストレスチェック制度の円滑な実施が図られるよう、あらゆる機会を通じて制度の周知徹底を図る。 なお、監督指導等において、事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況を把握するとともに、未実施事業場に対しては、福島産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策支援事業の活用を勧奨するなど、事業場におけるメンタルヘルス対策の実施率の向上を図る。	○ ストレスチェック制度の周知と取組促進 ・ 各種集団指導時にストレスチェック制度の説明と事業所におけるストレスチェック実施について周知啓発を実施。 ・ ストレスチェック制度の周知のため、各団体の機関誌等への掲載依頼を実施。 ・ 実施促進のため、ストレスチェック等報告未提出事業場について実施勧奨文書の送付（9月27日付け、約2,200事業所）。 ・ 監督・個別指導時にストレスチェックの取組状況を確認し、未実施事業場について、福島産業保健総合支援センターの利用を勧奨。	1　下半期の取組方針 （1） 継続 ☑ （2） 強化 ☐ 2　今後の取組等 （1） これまでの取組 （2） 今後の予定 上半期の勧奨文書送付に加え，下半期も2回，実施勧奨文書を送付し，実施促進を図る。 引き続き、監督・個別指導時にストレスチェックの取組状況を確認し、未実施事業場について、福島産業保健総合支援センターの利用を勧奨。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 (3)労働者の安全と健康確保対策の推進 ⑤ 石綿ばく露防止対策・粉じん障害防止対策 建築物の解体作業について、解体工事等に関する情報を地方自治体と 共有するなど連携して、「石綿障害予防規則及び技術上の指針」に基づき、石綿粉じん飛散防止措置等について指導を行う。 また、第8次粉じん障害防止総合対策については、5か年計画の4年度目であり、鋳物業やアーク溶接作業における発じん対策等の進捗状況を踏まえ、引き続き、重点事項を基本に事業者の講ずべき措置の定着等について指導する。	○　地方自治体との連携 再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等について、地方自治体との合同パトロールを実施。（全署） ○　安全衛生指導 石綿除去工事現場8現場について安全衛生指導を実施。 ○　第8次粉じん障害防止総合対策に基づき指導対象としている事業場に対し、監督・個別指導を実施。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 10月に地方自治体との合同パトロールを実施した。 （2）　今後の予定 ・　石綿除去工事現場並びに第8次粉じん障害防止総合対策対象事業場に対し、安全衛生指導を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 (3)労働者の安全と健康確保対策の推進 ⑥ 熱中症予防対策 平成27年度においては、7～8月にかけて熱中症による死亡者が2名発生するという極めて憂慮すべき結果となった。 このため、全面マスクの着用などにより作業中に高温にさらされるおそれのある廃炉作業、夏場に屋外で作業を行う除染業務等や建設業の発注者及び元請に対して、夏場を迎える前に、注意喚起を図るための文書要請を行うほか、夏場の監督指導等に際しては熱中症予防対策の徹底について十分に指導する。 また、その他の事業者に対しても、各労働基準協会、労働災害防止団体及び業界団体等を通じて熱中症予防対策を周知し、その徹底を図る。	○関係団体への要請 平成28年5月25日に以下の事項を実施 ① 建設業団体に対して熱中症防止対策の徹底について、局長から直接要請。 ② 工事発注機関、災害防止団体等に対して熱中症防止対策の徹底について文書で要請。 ③ 富岡署においても東京電力及び東京電力内の事業者に対して文書により要請。 ・パンフレットの作成 県内の熱中症災害発生状況表の作成。 福島労働局版のパンフレットを作成。 各署、発注機関、各団体へ配布し、周知。 ・集団指導の実施 6月開催の東京電力等への「労働者の健康管理のための説明会」において、熱中症対策について指導を実施。 その他、各団体の研修会等で熱中症対策について指導を実施。 ※H27年の熱中症による労働災害は死亡3件、休業4日以上16件であったのに対し、H28では死亡災害1件休業4日以上9件に減少。	1　下半期の取組方針 (1)　継続 ☑ (2)　強化 ☐ 2　今後の取組等 (1)　これまでの取組 (2)　今後の予定

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 (3)労働者の安全と健康確保対策の推進 ⑦ 受動喫煙防止対策 平成27年6月から事業者に対して事業場の実情に応じた受動喫煙防止対策の実施が努力義務化されたことを踏まえ、「職場において受動喫煙　防止措置を講じる際の効果的な手法等の例」に基づき、集団指導、個別指導、窓口の受付等あらゆる機会を通じて職場での受動喫煙防止対策の必要性と助成金や委託事業の内容を周知啓発し、事業場における取組の更なる促進を図る。	1　集団指導 全国労働衛生週間の説明会等において、受動喫煙防止対策について説明し、周知啓発を行った。 2　受動喫煙防止対策助成金の交付状況 平成27年度 12事業場　904万円 平成28年度(9月末現在) 10事業場　941万円	1　下半期の取組方針 (1)　継続　☑ (2)　強化　☐ 2　今後の取組等 (1)　これまでの取組 (2)　今後の予定 助成金制度を活用して、受動喫煙防止対策を推進。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 （4）労災補償対策の推進 労災保険給付の請求に対し、迅速・適正な決定に万全を期し、長期未決事案の発生防止に努める。また、相談者に対する丁寧な説明や申請者に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。 また、廃炉作業や除染業務等に従事する者は、全国から来県しており、被災後には帰郷しているケースも多くみられることから、これらの者に対する迅速・丁寧な対応に努める。 なお、震災の発生から5年が経過しており、震災により被災した労働者について労災補償請求権の時効が迫りつつある中で、未請求事案を把握した場合は、速やかに請求を促し、時効により請求権が消滅することのないよう万全を尽くす。	1　局署一体となった迅速・適正な決定及び長期未決事案の発生防止への取組。 ○5～6月業務指導（全署） ○7～8月机上監察・通信監察（全署） ○署及び局での検討会の開催（毎月） 2　相談者に対しては各種パンフレットを活用して事案に即した適切な説明を行い、請求書受付後3か月経過した事案については、請求人に対して処理状況を連絡する等の丁寧な対応を実施。 3　廃炉作業や除染業務等に従事し、被災後に帰郷された被災者に対しては、帰郷先へ赴いた上で調査を行う等、迅速・丁寧な対応に努めた。 4　東日本大震災により行方不明となった労働者に関する「遺族（補償）給付」の時効到来についてプレスリリースによる周知を実施。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 各署へ労災業務監察を実施し、迅速・適正な決定及び長期未決事案の発生防止に努める。 また、相談者や請求人に対しての迅速・丁寧な対応についても、引き続き重点施策として取り組んでいくこととする。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ２　職業安定行政の重点施策 （１）正規労働者への雇用対策の推進（正社員希望者に対する就職支援等） 正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人の正社員求人への転換、雇用管理改善の働きかけとの連携等により、正社員求人の確保を図る。 また、求職者に対し、現在の雇用情勢が改善しているこの時期を捉え、正社員求人へ応募するメリットを説明し、担当者制等によるきめの細やかな職業相談や応募種類の作成指導等に取り組み、積極的なマッチングを図る。 キャリアアップ助成金等の積極的な活用促進により、非正規雇用労働者の正社員転換のための職場環境の整備等、非正規労働者の雇用の安定・人材育成・処遇改善等を支援する。	１　平成28年3月に「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定。 平成28年度目標の安定所による正社員就職・正社員転換数18,307人、安定所における正社員求人数を84,040人として、正社員就職の実現に向けた取組を推進。 **〇正社員就職件数（平成28年8月末現在）** 正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により　34,276人が就職。 **〇正社員求人数（同上）** 正社員求人へ応募するメリット説明や担当者制等による極め細やかな職業相談及び応募書類の作成指導等による取り組みにより　5,800人が就職。 **〇キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者数** 150人（平成28年8月末現在） キャリアアップ助成金の積極的な活用を図るため、事業主等を対象としたセミナーを開催し、助成金制度の周知を図った。 〇　参加セミナー40回 〇　セミナー参加者　2，260名 （28・8・31現在） 最低賃金の改定に合わせ、短時間労働者の就業促進と非正規労働者の処遇改善（賃金引上げ）のためにキャリアアップ助成金の活用を図るため、局及び所の幹部が使用者団体及び事業所を訪問し、制度について説明した。 〇　訪問使用者団体　　7団体（局） 〇　訪問事業所所　　55社　（所）	１　下半期の取組方針 （１）　継続　☐ （２）　強化　☑ ２　今後の取組等 ①引き続き正社員求人を確保していくとともに、正社員希望者や非正規雇用であった求職者に対して正社員求人への積極的な応募の働きかけ、担当者制等によるきめ細やかな職業相談や応募書類の作成指導等に取り組み、積極的なマッチングを図る。 ②実現プラン達成に向けて、正社員就職の更なる増加のために、平成28年10月から11月にかけて「正社員就職強化月間」を設定。 【月間強化項目】 ・ミニ面接会を集中して実施。 ・ハローワークj利用者に対する窓口利用誘導の強化 ・ハローワーク幹部職員の事業所訪問による正社員求人の確保と正社員求人への働きかけ ③引き続きキャリアアップ助成金の積極的な活用促進等により、非正規雇用労働者の雇用の安定、人材育成、処遇改善等を図る。

行政運営方針

第3　労働行政の重点施策
2　職業安定行政の重点施策
(2)若者の就労環境の整備
① ユースエール認定事業・若者応援宣言事業

一定の数値基準を満たす、若者の採用育成に積極的で雇用管理が優良なユースエール認定企業の普及拡大に努め、雇用管理改善等の取組を促す。

また、若者の県内企業への就職を促進するため、詳細な採用情報等を

公開して積極的に若者を採用・育成する若者応援宣言企業の更なる普及拡大・情報発信の強化を図る。

上半期の主な取組

1　ユースエール認定制度の普及拡大

年度当初から、「若者応援宣言企業」を中心に、要件を満たしていると思われる事業所を計画的に訪問し、制度の説明、申請勧奨を行った。その際、管轄ハローワーク担当者も同伴し、次回以降、ハローワーク単独で訪問勧奨できるよう指導を行った。

その他、事業主団体の会合及び各種就職面接会での周知広報を行った。

その結果、今年度上半期は、3社を認定することができた。

2　若者応援宣言事業の普及拡大

若者応援宣言事業についても、各ハローワークにおいて、昨年度宣言した事業所に対しては更新を促し、新規の勧奨も継続して行った。

また、ユースエール認定勧奨の際、条件を満たさなかった事業所に対して、当該事業宣言を促した。

平成28年8月末までの実績　265社
※昨年度合計364社
（昨年度合計に対して　72．8%の進捗率）

下半期の取組

1　下半期の取組方針
（1）　継続 ☐
（2）　強化 ☑

2　今後の取組等

「青少年雇用情報シート」等で認定の可能性のある事業所を労働局において抽出し、認定候補事業所については、当該事業所管轄ハローワークの他、労働局も関わって積極的に制度の周知・申請勧奨を行っていく。

また、事業主が集まるあらゆる機会を捉えて制度の周知広報に努めることとしており、若者応援宣言事業の更なる普及を促進する。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ２　職業安定行政の重点施策 （２）若者の就労環境の整備 ② わかものハローワークによる支援 フリーターなどの正規雇用化のための支援拠点である福島わかものハローワークにおいて、担当者制による支援や、トライアル雇用や求職者支援制度等を活用し、一人ひとりのニーズに応じた支援メニューを提供する。 また、ニート等の若者に対し、地域若者サポートステーション等と連携し、個々の状況に応じ、職場体験等各種プログラムや中退者支援等を通じ、職業的自立に向けた支援を実施する。	**１．わかものハローワークによる支援** 福島わかものハローワークにおいては、臨時的な仕事を希望する者も含め、正社員で就職することが適当であると判断したものについて、担当者制をとり、予約相談を実施し、正社員就職に向け集中的な支援を行っている。 また、フリーター等職業経験の浅いものに対しては、トライアル雇用求人への応募を促すなど、窓口において助言・指導を行っている。 【実績】 上半期就職者数：３７２人 地域若者サポートステーションとは、密な連携をとっており、対象者ごとケース会議を開催、情報の交換、共有を図り、職業的自立に向けた就労支援を行っている。 また、ハローワーク職員とサポートステーション職員で高校を訪問し、中退希望者などの状況を確認するなどの取組みを行い、該当する生徒に対して、アウトリーチ型相談を行った。	１　下半期の取組方針 （１）　継続 ☑ （２）　強化 ☐ ２　今後の取組等 対象者へのきめ細やかな就職支援を継続して行い、正社員就職件数増を目指す。 今後も継続して若者サポートステーションとの連携を継続し、小まめな情報交換、共有を図り、中退者、ニート、引きこもり等への支援を行う。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 2　職業安定行政の重点施策 (2)若者の就労環境の整備 ③ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取り組み 新卒一括採用の慣行の中で、新規学卒時のトラブルは、職業生活に長期的に影響を及ぼすおそれがあることから、就業を継続する上で問題を抱えることが懸念される労働関係法令違反の求人者からの新卒者求人については受理しないこととし、新規学卒者等に紹介することがないようにする。 また、わかものハローワーク及び新卒応援ハローワークの「在職者向け相談窓口」の相談体制を強化するとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある場合は、労働基準監督署に情報提供する。 なお、求人条件相違の申出等があった場合は、迅速な事実確認を行い、 必要に応じ指導等を行うとともに、「ハローワーク求人ホットライン(求職者用)」について周知をさらに進める。 労働基準監督署においては、ハローワークから受けた情報や「労働条件相談ほっとライン」で受けた相談・情報により、監督指導等を実施するなど、事案の内容に応じて必要な対応を行う。	**1　労働関係法令違反事業所の求人不受理** 学卒求人の不受理については、本省から定期的に連絡がある「求人不受理候補事業所リスト」により、本県対象事業所が掲載されている場合は、都度管轄ハローワークに連絡し、学卒求人提出の有無の確認を行い、提出のある場合は、管轄労働基準監督署に事実の確認を行い、事実であれば通達に則り、求人保留及び不受理対象期間中の求人不受理を行うこととしている。 また、労働法令違反により労働基準監督署から送検され、公表された事案については、職業安定部から労働基準部への確認及び情報提供を受けることとし、管轄ハローワークに連絡する体制を整えた。 **2　わかものハローワークにおける「在職者向け相談窓口」の相談体制強化** 福島わかものハローワークにおいては、「在職者相談窓口」の看板を掲げたコーナーを設置し、在職者の職業相談の他に、現在の職場環境の不満等があれば併せて相談を行い、労働基準法令関係違反があると思われるケースについては、わかものハローワークから労働基準監督署へ情報提供を行った。 なお、求人条件相違の申し出に対しては、全所一貫して事業主に対して事実確認を行うことを徹底し、相違がある場合については、指導を行い、是正されなければ求人保留などの措置を行っている。	1　下半期の取組方針 (1)　継続 (2)　強化 2　今後の取組等 学卒求人の求人不受理については、引き続き労働基準部と協力し、情報の把握・確認を行い、的確に実施していく。 職業紹介事業者に対して求人不受理制度の周知徹底を図る。 福島わかものハローワークの在職者相談窓口でのきめ細やかな支援及び求人条件相違等の申し出への迅速な対応を継続していく。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ２　職業安定行政の重点施策 （３）障害者雇用対策の推進 民間企業における県内の雇用障害者数が過去最高となり（平成27年6月1日現在）、障害者の実雇用率は1.84%と前年度より0.08ポイント改善し、また法定雇用率を達成している民間企業の割合も50.5%と前年度より2.6ポイント改善する等障害者の雇用は着実に進展している。 しかし、障害者の実雇用率は法定雇用率2.0%を下回っており、未達成の民間企業も半数あることから、企業の指導を継続するとともに公的機関に対しても引き続き必要な指導を行う。 また、障害者への就労促進のため、障害特性に応じたきめ細かな職業相談と就職後のフォローアップとして定着指導に努める。その際、ハローワークが中核となり障害者職業センター、障害者生活・就業支援センター、福祉施設、特別支援学校・医療機関など地域の関係機関が連携し、就職の準備段階から職場定着までの一貫したチーム支援を行う。 平成28年4月から施行された改正障害者雇用促進法に基づく「障害者の差別禁止」、「合理的配慮の提供義務」については、着実な施行に向け事業所等へ積極的に周知・啓発を行う。また、障害者の差別や合理的配慮提供に関する相談に対し、迅速かつ円滑に対応し、事案に応じて必要な助言・指導を行う。	１　きめ細かな職業相談の実施により、求職者の状態、配慮を必要とする事等を把握し、関係機関と連携しながら、特性に応じた就職支援と職場定着指導の実施。 ○　就職件数（平成28年8月末現在）512件。 （前年同月比4.3%増）） ※年間目標：1,279件 ２　法定雇用率達成指導 ○　不足数0.5人、1人の企業や100人以上200人未満規模企業等を重点指導企業に選定し、第1四半期に35企業を訪問、15企業が雇用率達成。 ３「差別禁止・合理的配慮提供義務」の周知と適切な業務の実施。 ○　全ハローワークに相談窓口担当者を設定・相談件数3件。 ・是正指導件数1件（うち是正済1件）	１　下半期の取組方針 （１）　継続　☑ （２）　強化　☐ ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 （２）　今後の予定 ○障害者就職面接会の実施 ・白河会場（10/13） ・いわき会場（10/18） ・福島会場（10/19） ・郡山会場（10/26） ・相双会場（10/27） ・会津若松会場（10/31）の6会場 ○増加傾向にある精神障害者の特性と雇用管理方法について、事業主等に理解を深めてもらうセミナーを4安定所で実施予定。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 2　職業安定行政の重点施策 （4）高齢者の雇用対策の推進 高年齢者が年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講ずるよう事業主に対して指導を実施する。 違反企業に対しては、高年齢者雇用アドバイザー制度や高年齢者雇用に関する助成金制度の周知を行い早期導入について推進する。	1　平成28年4月から、ハローワーク福島の「高年齢者総合相談窓口」を「生涯現役支援窓口」に見直しを行い、65歳以上の高年齢求職者に重点をおいた再就職支援を実施。 ○65歳以上の就職率（生涯現役支援窓口） （4月～8月の実績） 新規支援対象者32名、就職者23名。 就職率71．9% 2　平成28年6月1日現在の高年齢者雇用状況報告書に基づく違反企業の把握及び指導の実施。 ○県内に主たる事務所を置く従業員規模30人以上企業（2，611社）に対し、本省より報告書の提出を案内。 ○ハローワークに提出のあった雇用状況報告書により違反企業の把握を行い、高年齢者雇用確保措置を講ずるよう随時指導を実施。 3　高年齢者雇用確保措置指導業務担当者会議の実施。 ○ハローワークの高年齢者雇用確保措置担当の雇用指導官を対象に、雇用確保措置指導会議を開催。 （5／23） 4　ハローワーク雇用指導官と高年齢者雇用アドバイザーの連携した指導の実施 ○高年齢者雇用確保措置等の指導のため雇用指導官と高年齢者雇用アドバイザーの同行訪問の実施。 4月～8月において28件の同行訪問を実施。 5ハローワークにおける、求人受理時・助成金申請時等に把握した違反企業の指導。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 ①平成28年高年齢者雇用状況報告に基づく違反企業に対し、高年齢者雇用アドバイザーと連携を図りながら、各ハローワークによる雇用確保措置を講ずるよう指導（指導にGO！）を行う。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 2　職業安定行政の重点施策 （5）子育てする女性等に対する雇用対策の推進 ハローワーク福島・平・会津若松・郡山に設置されているマザーズコーナーにおいて、キッズコーナーの併設等子育て中の女性等が来所しやすい環境を整備するとともに、仕事と子育てを両立しやすい求人の確保や専門相談員による相談・情報提供を推進し、就職支援の充実を図る。 また、託児付き就職支援セミナー等を開催し、職業能力の向上や保育情報等の提供に取り組み、早期の就職支援を図る。 さらに、「子育て女性等の就職支援協議会」を開催し、就職支援状況及び子育て支援サービス等について、自治体等関係機関と情報共有・意見交換等を行い、マザーズコーナーでのワンストップサービスの充実を図る。	1　子育てをしながら早期の就職を希望する者等を重点支援対象者及び担当者制として各種就職支援を実施した。 ①　担当者による重点支援対象者数　632人（平成28年7月末現在） ②　上記の支援対象者の就職者数　571人（同上） ③　上記の支援対象者の就職率　90.3% 2　小さな子供連れの求職者に配慮した託児サービス付き就職支援セミナーを開催した。 ○　セミナーの開催回数　7回（平成28年7月末現在） ○　セミナーの参加者数　40人（同上） 3　「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会」（6月29日）及び「地域子育て女性等の就職支援協議会」（福島7/13、平7/27、会津若松7/7、郡山8/29）を開催し、自治体等関係機関と情報共有・意見交換等を実施した。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 引き続き子育てする女性等の就職支援に取組むとともに、就職支援セミナーを開催し早期に就職実現を図る。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 2　職業安定行政の重点施策 （6）生活困窮者対策の推進 生活困窮者に対して、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる担当者制の就職支援を行う。また、福祉事務所への定期的な巡回相談を行い、就労支援体制を整備するとともに、自治体において実施する生活困窮者自立支援法に基づく各種施策との連携を図りつつ就労支援を行う。 さらに、ひとり親への就業支援を強化するため、児童扶養手当受給者が現況届を提出する8月の時期に、各地方自治体に臨時窓口を設置し、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施する。 国（就労支援）と自治体（福祉）の協働で行う一体的実施事業として県内2ヶ所（郡山市（平成25年10月）、福島市（平成27年7月））に設置したハローワークの常設窓口において、ワンストップ型の就労支援を行う。	1．6月29日に福島市役所にて「一体的実施事業」に係る協議を、福島市役所、ハローワーク福島、福島労働局の3機関により実施。送り出し基準の見直し及びハローワークコーナーへの積極的な誘導に係る協議事項について確認。 〇8月末支援対象者数（就職件数） （全体）‥874人（475人） ・郡山市‥109人（51人） ・福島市‥100人（29人） 2．「生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議」を4月26日に開催し、28年度目標値及び要領改正部分を中心に指示、伝達を実施。 ・支援対象者（年間目標）‥1,450人 ・就職者数（年間目標）‥870人 3．「福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を5月19日に開催。28年度の事業実施計画等の議題について、構成委員による協議を実施。 4．8月の「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の効果的な実施に向け、地方自治体との協力体制の構築について、5月30日に各所宛の通知を発出。 〇8月キャンペーンの実績（10市1町にて実施） ・相談件数‥41人 ・対象者取込み‥26人	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 ①「第2回生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議」を11月15日に開催予定。28年度上半期の実績確認・評価及び下半期に向けた指示、伝達及び、資質向上を図る研修を実施する予定。 ②一体的実施事業については、関係機関との連携強化を図り、事業の進捗管理を行っていく。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ２　職業安定行政の重点施策 （７）地方自治体と一体となった雇用対策の推進 全国ネットワークの求人・求職情報の提供により、労働市場全体としてマッチング機能を強化するとともに、地方自治体が行う雇用対策の充実のための環境整備を図る。 地方自治体による地方創生の取組については、魅力ある仕事づくり（しごとの創生）と人材の育成・定着（ひとの創生）を図る地域雇用対策の推進に必要な情報や助言などをより積極的に行うとともに、地方自治体の雇用施策に関する情報や要望を把握し、地方自治体と相互の連携基盤を一層強化する。また、無料職業紹介事業を行う地方自治体（民間人材ビジネスに委託する場合を含む。）が希望する場合に、ハローワークの求人情報をオンラインで提供する。	【求人情報オンライン提供】 平成28年９月末時点で16団体（※１）が利用。 （※１） ○特定地方公共団体・・・７団体 ○地方自治体自ら無料職業紹介を行わず、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業行う場合・・・２団体 ○職業紹介事業を行わない地方自治体のうち、就職のための各種支援を周知・広報などすることを目的として求職者への働きかけを希望する地方自治体・・・７団体 【求職情報オンライン提供】 平成28年３月22日よりオンライン提供を開始し、５団体（※２）が利用。 （※２） ○特定地方公共団体・・・２団体 ○地方自治体自ら無料職業紹介を行わず、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う場合・・・１団体 ○職業紹介事業を行わない地方自治体のうち、就職のための各種支援を周知・広報などすることを目的として求職者への働きかけを希望する地方自治体・・	１　下半期の取組方針 （１）　継続 ☑ （２）　強化 ☐ ２　今後の取組等 引き続き労働局ホームページにより周知を行う。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 2　職業安定行政の重点施策 （8）地域雇用対策の推進 「まち・ひと・しごと創生法」の成立に伴い拡充された「実践型地域雇用創造事業」の活用促進等により、地域の創意工夫を活かした雇用機会の創出を支援するとともに、雇用情勢が特に厳しい地域の求職者を雇い入れた事業主に対して助成される「地域雇用開発奨励金」を活用し、雇用開発に取り組む事業主を支援する。	1. 各自治体へ実践事業の制度周知、応募勧奨。 ○　実践型地域雇用創造事業対象地域　23自治体へ28年度2次募集周知・案内（6月23日） 2. 会津地域雇用創造推進協議会で「実践型地域雇用創造事業」（平成26～28年度）を実施。 3. 福島県経営者協会会員に対し、助成金説明会を実施（6月9日） 4. 県内5か所で開催された、福島広域雇用促進支援協議会主催の「雇用に係る支援制度研修会」において、助成金制度の周知を行った。 （6月21日、23日、28日、30日、7月1日）	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 2　職業安定行政の重点施策 （9）失業なき労働移動の実現 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現するため、「労働移動支援助成金」の周知に努めるとともに、（財）産業雇用安定センターとの連携を図りながら労働者の再就職を支援する事業主からの個別の相談に適切に対応し、助成金の適正支給に努める。	○福島県経営者協会会員に対し、助成金説明会を実施（6月9日） ○県内5か所で開催された、福島広域雇用促進支援協議会主催の「雇用に係る支援制度研修会」において、助成金制度の周知を行った。 （6月21日、23日、28日、30日、7月1日） ○労働移動支援助成金支給実績（8月末）　7件 ※要件の見直し（4月及び8月） 助成金の趣旨に沿うよう、一部を中小企業事業主限定とした。併せて、申請事業主が職業紹介事業者から退職コンサルティングを受けていないこと及び支給対象者が退職強要を受けたと受け止めていないことを要件に加えた。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ２　職業安定行政の重点施策 （10）ハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価 ハローワークのマッチング業務の成果を表す指標の目標達成状況等による評価と、マッチング機能の強化のためにハローワークが行う取組（項目）の実施状況等による評価を総合的に評価することにより、継続的な業務の改善を図る。	**【主要指標の状況】** **〇就職件数** ・年間目標件数　34,809件 ・ 4月～8月の実績　13,862件（進捗率：39.8%） **〇求人充足数** ・年間目標件数　34,007件 ・ 4月～8月の実績　13,590件（進捗率：40.0%） **〇雇用保険受給者の早期再就職件数** ・年間目標数　8,349件 ・ 4月～7月の実績　3,266件（進捗率：39.1%） **【補助指標の状況】** **〇紹介成功率** ・年間目標値　29.9% ・ 4月～8月の実績　30.0%（目標比：100.3%） **〇求人に対する紹介率** ・ 年間目標値　22.6%（目標比：104.0%） ・ 4月～8月の実績　23.5% **〇求職者に対する紹介率** ・ 年間目標値　24.6%（目標比：93.9%） ・ 4月～8月の実績　23.1% 主要指標については、ハローワークの中核をなす業務であり、当該業務の成果向上のため、特に①求職者担当者制による個別支援の実施、②求職者が求める条件を的確に把握し、積極的なマッチングの実施、③求人担当者の推進を図り、早期充足及び未充足求人のフォローアップ等を実施した。また、補助指標については、サービスの質の向上を図るため、紹介スキル向上（職員の資質向上）の取組等を行った。	１　下半期の取組方針 （１）　継続 ☐ （２）　強化 ☑ ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 就職件数、求人充足数については、各月の目標数に対して、未達成の状況が続いており、新規求職者が減少しているとは言え、紹介件数向上のための取組等が必要となる。このため、上半期に実施してきた①求職者担当者制による個別支援の実施、②求職者が求める条件を的確に把握し、積極的なマッチングの実施、③求人担当者の推進を図り、早期充足及び未充足求人のフォローアップ等の実施等について、取組の検証を行い、更なる強化を図る。 （２）　今後の予定 PDCAサイクルによる目標管理・業務改善を引き続き実施し、ハローワークのマッチングッチング機能のさらなる強化を図る。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 2　職業安定行政の重点施策 （11）雇用保険制度の安定的運営 雇用保険受給資格者の早期再就職に向けた取組を推進するとともに、積極的な電子申請の利用促進を進め、雇用保険制度の適正な運用を図る。 また、雇用保険制度の一層の周知、確認の徹底により不正受給防止に努め、併せて、不正受給により生じた返納金債権等について、適切な回収及び適正な債権管理業務を行う。 さらに、平成28年1月からマイナンバー制度によりハローワークで取り扱う個人番号を始めとする個人情報の厳正な管理を行う。	**1　雇用保険受給者の早期再就職支援の取組** 雇用保険受給者の早期再就職支援の取組を各ハローワークが適切に行えるように、毎月の早期再就職者状況（残日数2/3以上で就職した者）を提供している。 【実績】 早期再就職割合37．2%　（28.4~7月） **2　雇用保険各種手続の電子申請率の向上に向けた取組** 雇用保険各種手続の電子申請率の向上に向け、平成28年7月～12月を「福島労働局電子申請推進計画」期間と定め、雇用保険資格取得・喪失届に占める電子申請率が15%以上となる取組を実施中。 併せて、ハローワーク職員を対象とした「申請者が行う電子申請利用手続き」について研修会を実施。 (8月8日) ○　電子申請率　雇用保険資格取得届　14．0% （28.4~7月）　雇用保険資格喪失届　11．2% **3　不正受給調査対象者の把握及び返納金債権の管理** 毎月、各ハローワークより不正受給調査対象者一 覧の報告を求め、調査処分状況の把握を行っている。 また、返納金債権等については各ハローワークから四半期毎に滞納債権に係る管理・保全状況の取組報告を求め管理を行っている。 **4　マイナンバーに係る個人情報の厳重な管理** マイナンバーが記載された書類や個人情報が記された書類の一時保管にあたっては、色を指定したクリアファイルで保管するように統一した対応を行い、保管にあたっては施錠できるキャビネット等への保管を徹底している。 また、郵送・窓口での個人情報漏えいリスク軽減のため、電子申請による届出を推し進めるために「福島労働局電子申請推進計画」を実施している。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 ①　福島労働局電子申請推進計画に基づく電子申請利用促進を促すポスター原稿を作成し、ホームページに掲載するとともに各ハローワーク掲示版に掲示。 ②　労働保険事務組合担当者を対象とした電子申請研修会の開催 (10月21日) ③個人情報漏えい防止の取組みについては、マイナンバーの取扱いも含め、上期から継続して、個人データの取扱い、文書保管、個人情報データ処理環境の整備等について、指導監督を実施。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 2　職業安定行政の重点施策 （12）労働力需給調整事業の適正な運営の推進 職業紹介事業・労働者派遣事業が適正に運営されるよう法制度の周知、指導監督、許可申請・届出等の審査確認を適切に実施する。なお、指導監督に当たっては、労働基準行政との緊密な連携を図る。 また、平成27年労働者派遣法改正内容についての周知・徹底に努める。	1. 職業紹介事業にかかる法制度周知 定期指導等において、法令を遵守した事業運営について指導実施。 〇職業紹介事業所に対する「適正な運営のためのセミナー」を実施（9/30） 2. 労働者派遣事業にかかる法制度周知 定期指導等において、平成27年労働者派遣法改正内容を周知。 法改正により新たに設けられた措置について、適正に履行されるよう指導実施。 〇福島県社会保険労務士会郡山支部研修会において改正法概要等説明（8/4） 〇日本人材派遣協会東北地域協議会研修セミナーにおいて改正法概要等説明（9/6）	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 10月に県内4ヶ所において、「労働者派遣事業適正化セミナー」を実施予定

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ２　職業安定行政の重点施策 （13）公正な採用選考システムの確立 「公正採用選考人権啓発推進員」制度を活かし、全国高等学校統一用紙等の適正な応募書類や採用選考時の不適切な質問等の啓発・指導を推進する。	**１　学卒求人受理説明会時における啓発** 県内全ハローワークで、６月の高卒求人受理開始を前に開催している「学卒求人受理説明会」において、公正な採用選考及び適正な応募用紙による選考をうよう募集予定事業所に対して啓発を行った。 **２　公正採用選考人権啓発推進員研修の計画・準備** 県内2か所において実施予定の「公正採用選考人権啓発推進員研修」について、開催予定地区のハローワーク担当職員との開催計画、内容等の事務打ち合わせを行った。	１　下半期の取組方針 （１）　継続 ☑ （２）　強化 ☐ ２　今後の取組等 公正採用選考人権啓発推進員研修の開催 ・ハローワーク会津若松管内 平成28年11月7日（月） ・ハローワーク須賀川管内 平成28年1月予定

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ３　職業能力開発行政の重点施策 （１）求職者支援訓練・公共職業訓練の推進と訓練修了者への就職支援 ①　求職者支援訓練及び公共職業訓練の推進 福島県、機構福島との連携を一層強化するため、福島県地域訓練協議会において、求職者支援訓練と公共職業訓練の実施に係る総合的な地域職業訓練計画を策定し、地域のニーズを踏まえた訓練コース設定により、地域に必要な人材育成を推進する。	１　職業訓練に係る事業所アンケートの実施8月にハローワークを通じて県内300社に対し、職業訓練に関する意識、意見、要望等のアンケート調査を実施したとろ235社から回答があった。 求人ニーズ、採用に必要な技能・知識等について取りまとめ、「福島県地域訓練協議会ワーキングチーム会議」「福島県地域訓練協議会」で訓練コース検討の参考とする。 ２「福島県地域訓練協議会」による平成28年度訓練計画の検証及び次年度計画の策定準備11/7と2月の年2回開催予定。 ３「福島県地域訓練協議会ワーキングチーム会議」による訓練コースの検討準備12月開催予定。	１　下半期の取組方針 （１）　継続 ☑ （２）　強化 ☐ ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 ①平成28年度訓練計画に基づき、求人ニーズを踏まえた訓練コースの設定。 ②事業所アンケートの実施による、訓練内容、訓練コース等ニーズの把握及び分析。 （２）　今後の予定 「福島県地域訓練協議会」、「福島県地域訓練協議会ワーキングチーム会議」を開催し、今年度訓練計画の検証及び次年度訓練計画の策定、訓練コースの検討。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 3　職業能力開発行政の重点施策 （1）求職者支援訓練・公共職業訓練の推進と訓練修了者への就職支援 ② 訓練修了者への就職支援 （ア）適切な受講あっせん ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等を通じ、求職者の適切な訓練コース選択を支援するとともに、職業相談部門、求人部門との連携を強化し、訓練修了後の求人確保等の就職支援を踏まえた受講あっせんを行う。 また、求職者向けの訓練コース情報の提供、職業訓練説明会の開催や県・市町村の広報媒体を活用した訓練情報の提供を通し、求人者、求職者等への周知を図り、職業訓練の機会及び受講者の確保に努める。 （イ）訓練修了者の就職支援 訓練受講中から求人情報の提供、訓練施設での就職支援セミナーをハローワークが行うなどの支援を行うほか、訓練修了1ヶ月前から訓練修了後3ヶ月の間に集中的な就職支援を行う。 職業訓練受講者リストにより未就職者を早期に把握し、担当者制による個別支援、習得スキルを活かせる求人の確保・提供、来所勧奨、求人情報提供、就職支援セミナーなどハローワークの就職支援メニューを実施する。	1　適切な受講あっせん ①「職業訓練関係業務担当者会議」の開催6/30開催した上記会議において各ハローワークへジョブ・カード等を活用した適切な訓練　コースへの誘導及び訓練修了者への相談・求人部門が連携した就職支援について指示。 ②職業訓練の周知 県民に広く周知するため、ホームページに訓練情報を掲載。 求職者等に周知するため、毎月、訓練情報一覧を作成し福島県、機構福島、各ハローワークへ提供。 2　訓練修了者の就職支援 ①求人情報の提供 訓練受講者への情報提供のため、訓練実施機関へ前日受理した求人情報一覧を送付。 ②就職支援セミナー、個別相談の実施 訓練実施機関へ出張し、希望者にセミナー（雇用情や応募書類記載、応募・面接時の心構え等説明）の開催や個別職業相談の実施 ③担当者制による個別支援 予約による個別相談の実施。求人情報、就職支援セミナー、キャリアコンサルティングなど各種支援メニューの提供	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 「職業訓練関係業務担当者会議」において、求職者への適切な受講あっせん、訓練修了者に対する就職支援について積極的な取組を指示。 （2）　今後の予定 上記会議で指示した取組状況を確認するため、11月に各ハローワークに対するヒアリングを実施予定。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 3　職業能力開発行政の重点施策 （2）ジョブ・カード制度の推進 　個人のキャリアアップ及び多様な人材の円滑な就職等に活用するジョブ・カードについては、平成27年10月から個人の生涯を通じたキャリア・プラン及び職業能力証明のツールとしてその活用方法が見直された。ジョブ・カード制度の推進に当たっては、福島県地域ジョブ・カード運営本部会議において策定した「福島県地域推進計画」に基づき、当該運営本部構成機関と連携し、事業主等、求職者等、大学等に対し当該制度の周知・普及を図る。 　また、当該制度推進と併せ、雇用する従業員の職業能力の開発及び向上に取り組む事業主等への人材育成支援策の周知と活用促進を図る。	1　ジョブ・カード取得者状況 年間目標4,250人、6月末取得数716人 （平成27年度目標4,250人、取得数3,025人） 2　周知・普及への取組 ①「一般社団法人福島県労働基準協会」6月号広報誌へ掲載 ②県内大学等15校への周知に係る協力依頼 （平成28年5月10日に学校長へ文書依頼） ③8月に開催された「ふくしま大卒等合同就職面接会」の配布資料に掲載 ④福島労働局HPへの掲載 ⑤各ハローワークにおいて、ポスター掲示、リーフレット等の配付	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 「ジョブ・カード運営本部会議」において策定された福島県地域推進計画の年間目標が達成されるよう、周知・普及に取り組んだ。 （2）　今後の予定 経済団体へ広報誌等への掲載など周知に係る協力依頼。 労働局主催会議等、労働局幹部の企業訪問時にリーフレット等の配付。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 3　職業能力開発行政の重点施策 （3）技能検定制度の推進 技能検定は労働者の雇用の安定、円滑な再就職、労働者の社会的な評価の向上などに重要な役割を有するところから、その効果的・効率的な実施進めていくため、福島県及び福島県職業能力開発協会と連携し、事業主、求職者等に対し技能検定の周知・広報を図る。	1　技能検定 働く人々の有する技能を一定の基準により検定し国として認定する制度で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として職業能力開発促進法に基づき実施されている。（技能検定職種127社） うち福島県職業能力開発協会が実施する職種（福島県ものづくりマイスター認定職種）112職種、延べ認定者140人。（3月末現在） 2「福島県若年技能者人材育成支援等事業連携会議」への参画 事業主体である福島県職業能力開発協会が主催する同会議への出席。 3. 上記事業の周知・広報 福島県、福島県職業能力開発協会と連携し、各ハローワークでのポスター掲示やリーフレット等の配付。	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 福島県若年技能者人材育成支援等事業にかかるイベント等について、各ハローワークでのポスター掲示、リーフレットの配付。 （2）　今後の予定 引き続き、福島県及び福島県職業能力開発協会との連携し、周知・広報への協力を図る。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （1）四行政の連携による総合的施策の推進 各種情勢や地域のニーズに対応した効果的な対策を推進していくためには、労働基準行政、職業安定行政及び雇用均等行政に、職業能力開発行政を加えた四行政間の連携を、より一層密にしていく必要がある。 このため、複数の行政分野による対応が必要な課題については、局幹部間等で情報を共有し、福島労働局としての方針を明確にした上で、当局の総合調整部署が主体となって関係部署と連携して総合的な対策を推進する。	1. 局幹部による会議を定期的に開催。 2. 局内各部署における広報事項を取りまとめ、局定例報告会の際に報道機関に配布するとともに、報告会資料については当局HPのトップページに掲載。 3. 局幹部会議における局長指示および会議における報告事項・局におけるトピックをとりまとめ局及び労基署・安定所に共有。 4. 当局HPのトップページに、雇用環境・均等室のバナーを設け、当局窓口としてPR。 5. 各課室の補佐クラスをメンバーとする業務調整連絡会議において、局内の業務運営について調整。 第1回　5月17日 第2回　8月3日	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 ①　業務調整連絡会議を定期的に開催し、部署間における広報情報の共有を一層強化する。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （2）働き方改革の推進 労働行政の最重点施策であることから、局内に設置した「働き方改革推進本部」を中心として、福島県と連携しながら、長時間労働の抑制や年次休暇の取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、労使団体への要請、企業トップへの働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。 	（労働行政の最重点施策に記載済） 	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （労働行政の最重点施策に記載済） （2）　今後の予定 （同上）

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （3）総合的ハラスメント対策の一体的実施 いわゆるマタニティハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントについては、一体的に、ハラスメントの未然防止を図る。また、労働者からの相談に対し迅速な対応を行い、紛争解決援助制度の活用を図るとともに、必要に応じ積極的な指導を実施する。	1．総合労働相談コーナーに対し寄せられた各種ハラスメントに関する労働相談に対する適切な対応 労働者からの相談に対し迅速な対応を行い、紛争解決援助制度の活用を図るとともに、必要に応じ積極的な指導を実施。 【参考】平成27年度の状況 〇いじめ・嫌がらせ ・相談件数　1,374件（過去最多） ・助言・指導の申出件数　13件(前年度12件) ・あっせんの申請件数　19件（前年度25件） 〇セクシャルハラスメント ・相談件数　135件 ・是正指導件数　172件（前年度190件） 2．男女雇用機会均等法改正（いわゆるマタハラ防止関係。H29．1．1施行）について、6月30日に報道発表。 3．平成29年1月施行の改正男女雇用機会均等法について、事業主及び事業主団体、労働組合、県、市町村等に対し、文書・会合で周知。 4．「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の一環として「ハラスメント対応特別相談窓口」と改正法に係るセミナー開催を8月31日に報道発表。また、9月28日も、相談窓口とセミナーについて局定例報告会で周知広報。	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☐ （2）　強化 ☑ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 ①地区労働基準協会・社労士会等の開催する研修会等において、改正男女雇用機会均等法（いわゆるマタハラ防止関係）について説明を実施。 （2）　今後の予定 全国マタハラ未然防止対策キャラバンの一環として、セミナーを下記日程により開催し、特にいわゆるマタハラの防止を定めた改正男女雇用機会均等法について説明を行う。 10月24日　いわき市 11月1日　郡山市 11月4日　福島市 11月18日　会津若松市 このほか、関係機関・団体主催の会合で説明・資料配布を実施。 また、「ハラスメント対応特別相談窓口」を12月末まで開設。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （4）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策等の推進 男女雇用機会均等法の履行確保のため、年間計画に基づき事業主に対する指導を行う。併せて、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について、301人以上の義務企業はもとより、努力義務である300人以下の企業においても取組がなされるよう、各企業の実情に応じた自主的かつ積極的な女性活躍推進の取組促進に向けた事業主への支援を行う。	1．男女雇用機会均等法履行確保のための事業所に対する訪問指導（同法第29条に基づく報告の徴収）の実施および労働者からの相談・通報に対する適切な援助等対応。 【参考】平成27年度の状況 〇男女雇用機会均等法関係相談件数 446件（前年度534件） 〇男女雇用機会均等法関係是正指導件数 279件（前年度321件） 2．　女性活躍推進法の施行については最重点施策2（3）「女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進」に記載済。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （女性活躍推進について最重点施策に記載済） （2）　今後の予定 （女性活躍推進について最重点施策に記載済）

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （5）職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進 育児・介護休業法の履行確保のため、事業主に対し、計画的に育児・介護休業法に沿った社内規定の整備指導を行う。また、期間雇用者等非正規雇用者の育児休業の取得要件の周知徹底を図り、非正規労働者が取得しやすい職場環境の整備を推進するとともに、介護休業等に関する相談には迅速に対応し、紛争解決援助制度の活用や必要に応じ積極的な指導を行う。 また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の計画期間が終了した企業が次期行動計画の速やかな策定、届出、外部への公表及び従業員への周知を行うよう指導するとともに、一般事業主行動計画の策定等が努力義務である100人以下の企業に対し、行動計画の策定支援を行う。	1．育児・介護休業法の履行確保のための事業所に対する訪問指導（同法第56条に基づく報告の徴収）の実施および労働者からの相談・通報に対する適切な援助等対応。 【参考】平成27年度の状況 〇育児・介護休業法関係相談件数 1,120件（前年度1,329件） 〇育児・介護休業法関係是正指導件数 474件（前年度480件） 2．育児・介護休業法改正（H29．1．1施行）について、6月30日に報道発表。 3．次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の義務企業(労働者101人以上)に対する策定届提出の確実な実施および努力義務企業への支援を実施。 〇提出状況（9月末現在） ・義務企業　590社中587社（提出率99.5%） ・努力義務企業　249社	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （次世代育成支援対策について最重点施策に記載済） （2）　今後の予定 （次世代育成支援対策について最重点施策に記載済）

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （6）パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進 パートタイム労働法の確実な履行及びパートタイム労働者の働き・貢献に応じた正社員との均等・均衡待遇の確保等のため、報告徴収を計画的に実施するとともに、パートタイム労働者の雇用管理改善に取り組む事業主を支援する。	1．パートタイム労働法の履行確保のための事業所に対する訪問指導（同法第18条1項に基づく報告の徴収）の実施および労働者からの相談・通報に対する適切な援助等対応。 【参考】平成27年度の状況 〇パートタイム労働法関係相談件数 813件（前年度869件） 〇パートタイム労働法関係是正指導件数 566件（前年度385件）	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 引き続き訪問指導を実施する。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （7）最低賃金引上げに向けた事業者等の支援 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業、個々の企業の取組に対する助成事業及び業種別中小企業団体の取組に対する助成事業について周知し、円滑な実施を図る。	1.　最低賃金引き上げ支援業務改善助成金の周知のため、助成金一覧表を作成し、前記の局幹部による企業訪問等において配布し、利用勧奨を実施。 2.　福島経営者協会会員に対し、助成金説明会を実施（6/9）。 この他、各種会合で説明、資料配布を実施。 3. 10月発効の最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業の拡充にあたり、局幹部が事業主団体等を訪問し、拡充内容を説明し、参加会員企業への周知について協力依頼（27団体中21団体訪問）。 この他、改正育児・介護休業法等の周知と併せて事業主への周知を実施。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 下記日程によりセミナーを開催し、最低賃金引き上げ支援業務改善助成金の周知のため一覧表の配布および説明を行う。 10月24日　いわき市 11月1日　郡山市 11月4日　福島市 11月18日　会津若松市

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （8）適正な労働条件の整備 ①「多様な正社員」の普及・拡大 職務、勤務地、勤務時間を限定した「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、事業主等が多数参加する会議等の機会を活用して周知を行う。 また、「多様な正社員」制度の導入や見直しを検討する企業に対し、パンフレットを活用するなどにより就業規則の整備等企業内のルールの制度化に向けた助言や助成措置の情報提供を行うとともに、本省において実施するコンサルティングの利用勧奨を行う。	「魅力ある職場づくり」のメニューの一つとして、非正規雇用の正社員転換推進に関する資料を作成し、前記の局幹部による企業訪問等において配布。	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 下記日程によりセミナーを開催し、非正規雇用者の正社員転換推進に併せ多様な正社員に関するパンフレット等の配布を行う。 10月24日　いわき市 11月1日　郡山市 11月4日　福島市 11月18日　会津若松市

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （8）適正な労働条件の整備 ② 無期転換ルールの周知 有期雇用労働者の申込みにより有期労働契約から無期労働契約に転換する仕組み（無期転換ルール）について、引き続き、その内容の周知を図る。	1. 研修会・セミナーにおける無期転換ルール・有期特措法に基づく認定制度について説明。に関する説明を実施。 ・ 労務管理セミナー （6/10　白河地区労働基準協会） ・ 求人受理説明会 （6/10いわき　6/13福島　6/14須賀川・郡山　6/16二本松） 2. 企業に対する訪問指導を実施した際に、無期転換ルール・有期特措法に基づく認定制度について説明。 ○　平成28年度における有期特措法に基づく認定件数　13件	1　下半期の取組方針 （1）　継続　☑ （2）　強化　☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 県社労士会に協力を要請し、同会会員向け研修会において有期特措法に関する説明を実施。 (9/23県社労士会、10/21福島支部） （2）　今後の予定 下記日程によりセミナーを開催し、無期転換ルール・有期特措法に基づく認定制度について説明を行う。 10月24日　いわき市 11月1日　郡山市 11月4日　福島市 11月18日　会津若松市 地区労働基準協会に対し、広報誌への掲載その他広報に対する協力を依頼。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （8）適正な労働条件の整備 ③ 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組の推進 「医療勤務環境改善支援センター」において、医療労務支援事業における労働時間管理を中心とする労務管理全般にわたる支援等を、地域の関係団体と連携の上、円滑に実施する。	1. 福島県医師会と平成28年4月1日に契約。 医師会より、県社会保険労務士会に一部業務委託（相談業務等）。 事業の適正運営のため、9月20日に医師会、県、県社労士会等出席する運営協議会に参画し、事業の実施方法等を検討。 2. 福島県看護協会が行う「ワークライフバランス（WLB）推進委員会委員として、同委員会が行う各種研修等において説明・資料配布を実施。	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 事業の適正運営のため、運営協議会等機会をとらえて連携・指導を行う。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ４　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （９）個別労働紛争の解決の促進 ① 総合労働相談コーナーの適切な運営 総合労働相談コーナーにおいては、引き続き、労働関係の相談を広く受け付け、労働基準法等の法令違反に係る事案は担当する部署に適切に取り次ぎ、民事上の個別労働関係紛争については論点整理を行うほか、事案の内容に応じて口頭による助言等個別労働関係紛争に対する解決援助を行う。また、総合労働相談コーナーの機能強化を図るため、総合労働相談員に対して研修を実施する等により、その資質の向上を図る。	１．総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争に係る労働相談に対する適切な対応 【参考】平成27年度の状況 〇相談件数　17,175件（前年度16,355件） うち個別労働紛争関係 5,721件（前年度5,688件） ２．平成２７年度における除染関連の労働相談状況について分析を実施し、分析結果を発表（地元２紙掲載、TVニュース放映）。 労働相談総数　2,402件 うち賃金関係　888件 休業手当　239件 労働条件明示　139件 ３．総合労働相談員に対する研修は、平成28年度は1回実施（6/3）。 ４．個別労働関係紛争解決制度等を有する関係機関との連携強化を図るため、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」を１回開催（6/27）。	１　下半期の取組方針 （１）　継続　☑ （２）　強化　☐ ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 （２）　今後の予定 本年度の相談受け付け状況を踏まえ、総合労働相談員研修（第2回）を実施する予定。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 （9）個別労働紛争の解決の促進 ② 効果的な助言・指導及びあっせんの実施 助言・指導については、紛争の実情を踏まえつつ、積極的かつ迅速に実施する。また、助言を行う際には、可能な限り、労働契約法の条文や判例等を示し、紛争当事者の話合いを促す等により、適正な解決を図る。 あっせんについては、参加率の向上に努めるとともに、迅速な対応を図る。	1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争について、助言・指導およびあっせん制度の適切な説明と、助言・指導申出およびあっせん申請に対する適切な対応 【参考】平成27年度の状況 〇個別労働紛争解決援助 助言・指導申出件数　33件（前年度44件） あっせん申請件数　49件(前年度42件) 2. 総合労働相談員に対する研修において、助言・指導の効果的かつ的確な実施についてグループ討議による事例研究を実施。	1　下半期の取組方針 （1）　継続 ☑ （2）　強化 ☐ 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 （2）　今後の予定 本年度の助言・指導およびあっせん受付状況を踏まえ、総合労働相談員研修（第2回）を実施する予定。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 (10)労働法制の普及等に関する取組 これから社会に出て働くことになる若者に対し、労働法制の基礎知識の周知等を図ることは、労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、若者の職業についての意識の涵養等に資するものである。 このため、大学生はもとより、高校・中学生等に対象を広げて労働法制の普及等に関するセミナー等の実施に取り組む。また、わかものハローワークにおいても同様の労働条件セミナー等を実施する。	1. 労働基準部と合同で県内の15大学等を訪問し、労働法制に関するセミナー開催を依頼。 ○　セミナー開催実績 ・　2大学・2短大において実施 ・　わかものハローワークにおいて月1回定期に開催。	1　下半期の取組方針 (1)　継続　☑ (2)　強化　☐ 2　今後の取組等 (1)　これまでの取組 (2)　今後の予定 ①　県内の主要大学における局長による労働法制講義の開催 ②　各大学・短大・高校・中学校における次年度の講義・授業編成期に向け、労働法制に関するセミナーの開催について協力を依頼する。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 4　雇用環境改善・均等推進に係る重点施策 (11)使用者による障害者虐待の防止 障害者虐待事案の通報を受けた場合には、「障害者虐待防止法」に基づき福島県に通報するとともに、迅速かつ適正な権限行使を行う。	1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた使用者による障害者虐待に係る労働相談に対する適切な対応 2. 労働基準部・職業安定部と連携し、県内の労基署・ハローワークが対応した使用者による障害者虐待事案の迅速な情報共有 3. 福島県健康福祉部に対する障害者虐待防止法に基づく通報制度の迅速適正な運用	1　下半期の取組方針 (1)　継続　☑ (2)　強化　☐ 2　今後の取組等 (1)　これまでの取組 (2)　今後の予定 総合労働相談員その他相談受付を担当する職員に対し、障害者虐待事案の適切な対応について研修を行う。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ５　その他の重点施策 （１）　労働保険制度 ①未手続事業の一掃対策等の推進 関係行政機関、全国労働保険事務組合連合会福島支部と連携して、未手 続事業場の把握に努め、成立手続きを勧奨する。 「労働保険適用促進強化期間」においては、集中的に周知広報に取り組むとともに、重点業種関連の業界団体等に対して、労働保険制度の周知広報等の要請を行う。 また、パートタイム労働者の雇用保険への加入については、労働基準監督署及びハローワークの窓口における指導、説明会での指導等、あらゆる機会を捉えて、事業主に対する加入要件の説明を行い、適正な加入促進に努める。	今年度の未手続事業場の一掃対策の推進について、年間目標に対する９月末（上半期）の活動状況は、次のとおりである。 ①未手続事業場把握の目標　→ 1,520事業場 ９月末結果　462事業場（30.4%） ②成立手続き指導目標　→ 1,720事業場 ９月末結果　449事業場（26.1%） ③自主成立の目標　→　700事業場 ９月末結果　331事業場（47.3%） ④職権成立の目標　→　10事業場 ９月末結果　0事業場　（0%） この年間目標については、平成28年６月14日に開催された平成28年度第１回労働保険未手続一掃対策協議会において定めたもので、全国労働保険事務組合連合会福島支部と連携して、未手続事業場の一掃対策をすすめることとしている。 なお、職権成立件数が９月末時点において０件であるのは、職権対象事業場が督励の結果、自主成立に至っているためである。	１　下半期の取組方針 （１）　継続 継続して加入促進活動行うとともに、未手続事業の把握に努める。 （２）　強化 労働保険適用促進強化期間である11月には、広報活動に努めるとともに、職権成立対象事業への加入促進を強化する。 ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 平成28年10月18日に開催した平成28年度第２回労働保険未手続一掃対策協議会において、上半期の活動について総括し、さらに、29年度からの重点業種について、今年に引続き飲食料品小売業と選定した。 （２）　今後の予定 11月の「労働保険適用促進強化期間」においては、周知広報に関して、県内行政機関（県及び市町村）及び事業主団体への要請を実施し、12月から、重点業種として選定した飲食料品小売業の通信調査に向けた準備を行っていくこととする。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 5　その他の重点施策 （1）　労働保険制度 ②労働保険料の収納率の向上 平成26年度の労働保険料の収納率は98.15%と、平成25年度の収納率を0.53ポイント上回った。また、平成28年1月末の平成27年度の収納率は74.1%と、前年同月の収納率を0.06ポイント下回っているが、昨年とほぼ同じ状況であることから、引き続き滞納整理に積極的に取り組む。さらに、滞納整理に当たっては、高額滞納事業主及び複数年度にわたり滞納している事業主に重点を置いて、実効ある計画に基づき実施する。	前年度の収納率を上回るように、引き続き滞納整理による納付督励をおこなった。 （参考）　平成27年度収納率：98．36% 平成26年度収納率：98．15% （前年度比プラス0．21%） 上半期の状況は、 ①平成28年度9月末現在の収納率　44．54% 平成27年度9月末現在の収納率　43．93% （前年度比プラス0．61%） ②平成28年度第1・2四半期：滞納整理を行った事業場数　2，469 事業場数 保険料領収額　4，813万6，430 円 ③平成27年9月末の収納未済額は214億8千900万であり、平成28年9月末現在の収納未済額は188億2千9百万であり、差引き33億6千万減となった。 特に100万円以上の高額滞納事業場及び複数年度にわたって滞納事業場となっている重点事業主に対しては、臨戸による納付督励を実 施し、債務承認書を徴した上で、納付計画書を提出させている。 それでも納付がなされない場合は、差押さえ処分等の強制措置（上半期の実施件数161件）を実施した。	1　下半期の取組方針 （1）　継続 今後も納付・督励を継続的に行っていく。 （2）　強化 新規滞納事業場に対して督励を行い、滞納額の減少を図る。 2　今後の取組等 （1）　これまでの取組 滞納整理による納付督励を積極的に実施する。 （2）　今後の予定 11月以降、督促状の発行後電話督励を行う。また、再三にわたる納入督励によっても納付されない事業場を対象に、差し押さえ処分等の強制措置を実施する。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第3　労働行政の重点施策 ５　その他の重点施策 （2）保有個人情報の厳正な管理 「福島労働局が行う個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程」及び「福島労働局保有個人情報管理規程」に基づき、福島労働局の保有する個人番号その他個人情報の厳正な管理を徹底する。 福島労働局で保有している個人情報は、個々人の生活に密着した秘匿性の高い情報であり、厳格な保持が求められることから、その漏えい、紛失、毀損等を防止するための措置等を職員に十分理解させるため、研修等による意識啓発・注意喚起を行う。	個人情報漏えいが今年度多発していることから、緊急対策本部を設置し、緊急会議の開催、防止マニュアルの検証・改正、緊急監査等を実施し、個人情報漏えい再発防止に努めている。	１　下半期の取組方針 （１）　継続　□ （２）　強化　√ ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 個人情報漏えい事案の多発に対応するため、対策本部を設置し、緊急対策を実施してきた。 （２）　今後の予定 あらゆる機会を捉えて、個人情報漏えい防止対策の徹底を周知するとともに、緊急監査の結果を取りまとめて、年度内に改善策を講じる。

行政運営方針	上半期の主な取組	下半期の取組
第３　労働行政の重点施策 ５　その他の重点施策 （３）綱紀の保持 労働行政は、労使を始めとする国民の信頼を得て初めて業務が円滑に運営されるものである。このため、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程等を踏まえ、法令遵守内部点検や倫理研修の実施等により一層の綱紀の保持に努めるとともに、法令遵守委員会を効果的に運営し、行政運営全般を通じた法令遵守の徹底を図る。	署所長合同会議（4月18日）において、各所属長に対し、公務員倫理について、徹底を指示した。 毎月の局議においても、公務員倫理の徹底について局長・部長から指示を行い、署所にも局議指示事項を伝達するとともに全職員に指導させた。 非常勤職員を含む新規採用職員に対しては、採用時に公務員倫理についての研修を実施している。 電子媒体による自習研修を、毎年12月に電子媒体による倫理研修（自習研修）を非常勤職員を含む全職員に受講させている。	１　下半期の取組方針 （１）　継続　☑ （２）　強化　☐ ２　今後の取組等 （１）　これまでの取組 各種会議等の場で綱紀の保持について、指示してきた。 （２）　今後の予定 今後開催される署所長会議等を活用し、綱紀の保持、法令遵守について、徹底を図る。